

**宮代町**  
**新型インフルエンザ等対策行動計画**

平成27年3月

保険健康課

## 目 次

<b>第1章</b>	<b>はじめに</b> ・・・・・・・・・・・・・・・・	<b>1</b>
1	新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定	1
2	新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行と行動計画の作成	1
	（1）町行動計画の位置づけ	
	（2）対象疾病	
	（3）行動計画の対象	
	（4）行動計画の見直し及び検証等	
<b>第2章</b>	<b>対策の基本方針</b> ・・・・・・・・	<b>3</b>
第1節	対策の目的及び基本姿勢	3
第2節	対策の基本的な考え方	5
1	対策の選択的实施	
2	戦略の柱	
	（1）発生前の準備	
	（2）海外発生段階の対策	
	（3）県内発生当初での感染拡大抑制	
	（4）県内感染拡大期の対応	
	（5）対策の評価と見直しと柔軟な対応	
3	社会全体での取り組み	
4	新感染症への対応	
第3節	実施上の留意点	7
第4節	発生時の被害想定	8
1	新型インフルエンザ等発生時の被害想定	
2	発生時の社会への影響	
第5節	対策推進のための役割分担	10
1	基本的な考え方	
2	各主体の役割	
第6節	発生段階	13
第7節	対策の主要5項目	17
1	実施体制	17
	（1）発生前の体制	
	（2）発生時の体制	
	（3）関係機関との連絡体制	
2	情報の収集・提供及び共有	20
	（1）情報提供・共有の目的	
	（2）発生前における情報提供の収集・提供及び共有	
	（3）発生時における情報提供及び共有	

	(4) 「新型インフルエンザ等相談窓口」の開設	
	(5) 情報提供体制	
3	予防・まん延防止	23
	(1) 予防・まん延防止の目的	
	(2) 対策	
	ア 個人における対策	
	イ 地域対策・職場対策	
	ウ その他	
4	予防接種	23
	(1) ワクチン	
	(2) 特定接種	
	ア 特定接種の概要	
	イ 特定接種の対象となり得る者	
	ウ 接種順位等	
	エ 特定接種の登録	
	オ 特定接種の接種体制	
	(3) 住民接種	
	ア 臨時接種	
	イ 新臨時接種	
	ウ 接種順位	
	エ 住民接種の接種体制	
	オ 留意点	
	カ 医療従事者に対する要請	
5	町民の生活及び地域経済の安定の確保	32
	(1) 目的	
	(2) 対策の概要	
	ア 事業の継続	
	イ 物資及び資材の備蓄等	
	ウ 生活関連物資の適正な流通の確保	
	エ 要援護者への生活支援	
	オ 埋葬・火葬の円滑な実施	
	第8節 緊急事態宣言時の対応等	34
	<b>第3章 各発生段階における対策</b>	<b>41</b>
	第1節 未発生期における対策	43
	1 実施体制	
	2 情報の収集・提供及び共有	
	3 予防・まん延防止	
	4 予防接種	

5	町民の生活及び地域経済の安定の確保	
第2節	海外発生期における対策	47
1	実施体制	
2	情報の収集・提供及び共有	
3	予防・まん延防止	
4	予防接種	
5	町民の生活及び地域経済の安定の確保	
第3節	国内発生期における対策	50
1	実施体制	
2	情報の収集・提供及び共有	
3	予防・まん延防止	
4	予防接種	
5	町民の生活及び地域経済の安定の確保	
第4節	県内発生早期における対策	57
1	実施体制	
2	情報の収集・提供及び共有	
3	予防・まん延防止	
4	予防接種	
5	町民の生活及び地域経済の安定の確保	
第5節	県内（町内）感染拡大期における対策	64
1	実施体制	
2	情報の収集・提供及び共有	
3	予防・まん延防止	
4	予防接種	
5	町民の生活及び地域経済の安定の確保	
第6節	小康期における対策	71
1	実施体制	
2	情報の収集・提供及び共有	
3	予防・まん延防止	
4	予防接種	
5	町民の生活及び地域経済の安定の確保	

◆◇参考資料◇◆

宮代町新型インフルエンザ等対策本部条例	74
参考 国内で鳥インフルエンザが人で発症した場合等の対策	75
別表1 特定接種者の対象となり得る業種・職務について	78
用語解説	85

# 第1章 はじめに

## 1 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定

毎年流行を繰り返すインフルエンザウイルスは、これまで10年から40年に1回程度、型が大きく変わっている。新しい型のインフルエンザウイルスが出現すると、多くの人が免疫を持っていないために世界的な大流行(パンデミック)となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響が生じる可能性がある。

新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号。以下「特措法」という。)は、こうした感染症の発生を国家の危機ととらえて、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、国や地方公共団体等の責務、発生時の措置等を定めたものであり、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。)等と相まって、国全体としての体制を整備し、新型インフルエンザ等対策の強化を図るものである。

## 2 新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行と行動計画の作成

### (1) 町行動計画の位置づけ

特措法の成立により、行動計画が法律に基づく計画に位置づけられるとともに、対策の実効性を高めるため新型インフルエンザ等緊急事態措置等の新たな措置が設けられたことから、国では特措法第6条に基づき「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」(平成25年6月7日閣議決定。以下「政府行動計画」という。)を定め、県では特措法第7条に基づき「埼玉県新型インフルエンザ等対策行動計画」(平成26年1月策定。以下、「県行動計画」という。)が策定された。

町では、特措法第8条に基づき、「宮代町新型インフルエンザ等対策行動計画」(以下、「町行動計画」という。)を作成することが義務付けられており、町における新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事項や町が実施する対策等を示すものである。

### (2) 対象疾病

町行動計画が対象とする感染症は以下のとおりとし、町行動計画においては、「新型インフルエンザ等」と表記する。

- ・ 感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症(以下「新型インフルエンザ」という。)
- ・ 感染症法第6条第9項に規定する新感染症で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きなもの

なお、鳥インフルエンザ（鳥から人に感染したもの）は、特措法の対象ではないが、関連する事案として、県行動計画の参考として「参考 国内で鳥インフルエンザが人で発症した場合等の対策（p75～77）」で示されているので県の対策に協力するものとする。

### （３） 行動計画の対象

町行動計画の対象とする感染症（以下「新型インフルエンザ等」という。）は、以下のとおりである。

行動計画の対象部分

名 称		定 義
新型インフルエンザ等 特措法第2条第1項)	新型インフルエンザ <small>（感染症法第6条第7項第1号）</small>	新たに人から人に伝染する能力を有することとなったウイルスを病原体とするインフルエンザであって、一般に国民が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。
	再興型インフルエンザ <small>（感染症法第6条第7項第2号）</small>	かつて世界的規模で流行したインフルエンザであってその後流行することなく長期間が経過しているものとして厚生労働大臣が定めるものが再興したものであって、一般に現在の国民の大部分が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。
	新感染症 <small>（感染症法第6条第9項）</small>	人から人に伝染すると認められる疾病であって、既に知られている感染性の疾病とその症状又は治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。  全国的かつ急速なまん延のおそれのあるものに限定（特措法第2条第1項第1号）

### （４） 行動計画の見直し及び検証等

新型インフルエンザ等に関する最新の科学的な知見の取り入れや、新型インフルエンザ等対策についての検証等を通じ、国、県の行動計画が見直された場合などは、町は、必要に応じ適時適切に本行動計画の変更を行う。

## 第2章 対策の基本方針

### 第1節 対策の目的及び基本姿勢

新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難であり、また、その発生そのものを阻止することは不可能である。

また、世界中のどこかで新型インフルエンザ等が発生すれば、埼玉県及び当町への侵入も避けられないと考えられる。

病原性が高くまん延のおそれのある新型インフルエンザ等が万一発生すれば、町民の生命や健康、社会生活、経済全体にも大きな影響を与えかねない。

このため、新型インフルエンザ等については、長期的には、町民の多くが患するものであるが、患者の発生が一定の期間に偏ってしまった場合、医療提供のキャパシティ（医療サービスの提供能力）を超えてしまうということを念頭におきつつ、新型インフルエンザ等対策を町の危機管理に関わる重要な課題と位置付け、次の2点を主たる目的として対策を講じていく必要がある。

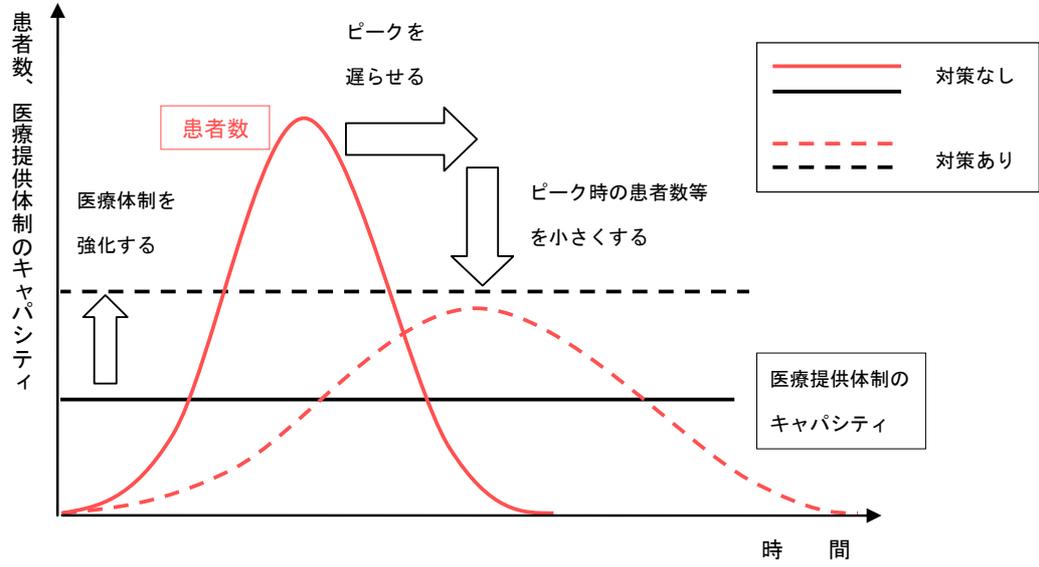
目的1	感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命及び健康を保護する。
-----	-------------------------------

- (1) 感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療体制の整備やワクチン製造のための時間を確保する。
- (2) 流行のピーク時の患者数をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減すること、並びに、医療体制を強化することで、患者数等が医療提供のキャパシティを超えないようにすることで患者が適切な医療を受けられるようにする。
- (3) 適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。

目的2	町民生活及び町民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。
-----	------------------------------

- (1) 感染対策を行うことで、欠勤者（り患による欠勤・家族の看護等による出勤困難等）の数を減らす。
- (2) 事業継続計画を作成し、実施することで、医療の提供の業務や町民生活及び町民経済の安定に寄与する業務の維持に努める。

<対策の効果（概念図）>



## 第2節 対策の基本的な考え方

### 1 対策の選択的实施

新型インフルエンザ等対策は、発生の段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要があることを念頭に置かなければならない。

過去のパンデミックの経験等を踏まえると、一つの対策に偏重して準備を行うことは、大きなリスクを背負うことになりかねない。町行動計画は、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性が低い場合等様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示すものである。（具体的な対策については、「第3章 各発生段階における対策」で記載する。）

なお、実際に新型インフルエンザ等が発生した際には、病原性・感染力等の病原体の特徴、流行の状況、地域の特性その他の状況を踏まえ、人権への配慮や、対策の有効性、実行可能性及び対策そのものが町民生活及び経済に与える影響等を総合的に勘案し、行動計画等で記載するものの中から実施すべき対策を選択し、決定する。

### 2 戦略の柱

町行動計画においては、従来の科学的知見等を視野に入れながら、本町の地理的条件、交通機関の発達度等の社会状況、医療体制、受診行動の特徴等も考慮しつつ、各種対策を総合的・効果的に組み合わせることでバランスのとれた戦略を目指す。

新型インフルエンザ等発生前から流行が収まるまでの状況に応じて、次の点を柱とする一連の流れをもった戦略を確立する。

#### (1) 発生前の準備

発生前の段階では、県の抗インフルエンザウイルス薬等の備蓄状況の確認や町内の医療体制の整備、町民に対する啓発や事業継続計画等の作成など、発生に備えた事前の準備を周到に行っておく。

#### (2) 海外発生段階の対策

世界で新型インフルエンザ等が発生した段階では、国・県の情報を収集し、対策実施のための体制に切り替える。新型インフルエンザ等が海外で発生した場合、病原体の国内への侵入を防ぐことは不可能であるということを前提として対策を策定する。海外で発生している段階で、国による検疫の強化等で体制を構築することとなるため、県の情報を把握し町民等へ周知する。

#### (3) 県内発生当初での感染拡大抑制

県内の発生当初の段階では、県は、患者の入院措置や抗インフルエンザウイルス薬等による治療、感染のおそれのある者の外出自粛やその者に対する抗インフルエンザウイルス薬の予防投与の検討を行うこととしている。町は、県の検討結果に基づき必要な対策を講じる。

#### (4) 県内感染拡大期の対応

県内で感染が拡大した段階では、社会は緊張し、様々な事態の発生が想定される。国、県、町、事業者等は相互に連携して、医療の確保や町民生活・町民経済の維持のために最大限の努力を行う必要がある。

#### (5) 対策の評価と見直しと柔軟な対応

県内外の発生当初などの病原性・感染力等に関する情報が限られている場合には、県では、過去の知見等も踏まえ最も被害が大きい場合を想定し、強力な対策を実施することとしている。町では、常に新しい情報を収集し、適切な対策へと切り替える。また、状況の進展に応じて、必要性の低下した対策については、その縮小・中止を図るなど見直しを行う。

事態によっては、地域の実情等に応じて、県等と協議の上、柔軟に対策を講ずることができるようにし、医療機関を含めた現場が動きやすくなるような配慮・工夫を行う。

### 3 社会全体での取り組み

町民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等への対策は、不要不急の外出の自粛要請、施設の使用制限等の要請、各事業者における業務縮小等による接触機会の抑制など医療対応以外の感染対策と、ワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等を含めた医療対応を組み合わせることで総合的に行うことが必要である。

特に、医療対応以外の感染拡大防止対策については、社会全体で取り組むことにより効果が期待されるものであり、全ての事業者が自発的に職場における感染予防に取り組むことはもちろん、感染拡大を防止する観点から、継続する重要業務を絞り込むなどの対策を実施することについて積極的に検討することが重要である。

事業者の従業員のみならず、一定期間、事業者のサービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを町民に呼び掛けることも必要である。

また、新型インフルエンザ等のまん延による医療体制の限界や社会的混乱を回避するためには、国、県、町、指定(地方)公共機関による対策だけでは限界があり、事業者や町民一人一人が、感染予防や感染拡大防止のための適切な行動や備蓄などの準備を行うことが必要である。新型インフルエンザ等対策は、日頃からの手洗いなど、季節性インフルエンザに対する対策が基本となる。

### 4 新感染症への対応

平成15年に発生したSARSのような新感染症(当時)が発生した場合、県では治療薬やワクチン接種等以外の公衆衛生対策を実施するとしており、町は県の対策に準じた対策を講じる。

### 第3節 実施上の留意点

町等が新型インフルエンザ等の発生に備え、また発生した際に対策を実施する場合においては、次の点に留意する。

<b>留意点 1</b>	<b>基本的人権の尊重</b>
--------------	-----------------

新型インフルエンザ等対策の実施にあたっては、基本的人権を尊重することとし、県との連携のもと、不要不急の外出の自粛の要請や、学校、保育所等施設の使用制限等の要請等、町民の権利と自由に必要最小限の制限を加える場合は、法令の根拠があることを前提として、町民に対して十分説明し、理解を得ることを基本とする。

<b>留意点 2</b>	<b>危機管理としての特措法の性格</b>
--------------	-----------------------

特措法は、万一の場合の危機管理のための制度であって、緊急事態に備えて様々な措置を講じることができるよう制度設計されている。

しかし、新型インフルエンザや新感染症が発生したとしても、病原性の程度や、抗インフルエンザウイルス薬等の対策が有効であることなどにより、国が新型インフルエンザ等緊急事態措置を講ずる必要がないと判断することもあり得る。どのような場合でもこれらの措置を講じるといふものでないことに留意する。

<b>留意点 3</b>	<b>関係機関相互の連携協力の確保</b>
--------------	-----------------------

町は、国・県及び近隣自治体と相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

<b>留意点 4</b>	<b>記録の作成・保存</b>
--------------	-----------------

町は、新型インフルエンザ等が発生した場合、町対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成し、保存し、公表する。

## 第4節 発生時の被害想定

### 1 新型インフルエンザ等発生時の被害想定

新型インフルエンザ等発生による被害は、病原体側の要因（ウイルスの病原性、感染力等）、宿主側の要因（人の免疫の状態等）、社会環境等に左右され、事前に予測することは困難である。本計画では、政府行動計画、県行動計画に示された被害想定を用いて次のとおり試算した。

	宮代町		埼玉県		全国	
医療機関を受診する患者数	約2,800人～約5,300人		約75万人～約140万人		約1,300万人～ 約2,500万人	
入院患者数の上限	中等度	重度	中等度	重度	中等度	重度
	～141人	～533人	～約3万人	～約11万人	～約53万人	～約200万人
死亡者数の上限	中等度	重度	中等度	重度	中等度	重度
	～45人	～170人	～約9,500人	～約36,000人	～約17万人	～約64万人

#### 【試算方法】

以下の国、県の試算方法を参考に試算

- ・ 全人口の25%が新型インフルエンザに罹患すると想定した場合、医療機関を受診する患者数を試算した。
- ・ 入院患者数及び死亡者については、外来受診者数の上限値を基に、過去に大流行したインフルエンザのデータを使用し、アジアインフルエンザ等を参考に中等度を致命率0.53%、スペインインフルエンザを参考に重度を致命率2.0%として推計した。
- ・ 全人口の25%が罹患し、流行が8週間続くという仮定の下で、入院患者の発生分布を試算した。
- ・ これらの推計に当たっては、新型インフルエンザワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等による介入の影響（効果）や現在のわが国の医療体制、衛生状況等は一切考慮していない。

※ 被害想定については、科学的知見が十分と言えないことから、政府行動計画、県行動計画の見直しに応じて改めて試算する。

### 2 発生時の社会への影響

社会・経済的な影響として、流行のピーク時（約2週間）に従業員が発症する割合は、多く見積もって5%程度と考えられるが、従業員本人のり患の他、家族の世話や看護等（学校・保育施設の臨時休業や、一部の福祉サービスの縮小、家庭での療養などによる）のため、出勤が困難となる者がいることにより、ピーク時（約2週間）には従業員の最大40%程度の欠勤が想定される。

これに伴って、事業の一部休止、物資の不足、物流の停滞等が生じ、経済活動の大幅な

縮小が予想される。更に、学校、保育施設の臨時休業等によって社会活動が縮小するなど、各分野に様々な影響を及ぼすことが予想される。

平成 21 年の新型インフルエンザ（A/H1N1）における入院患者数や死亡者数は以下のとおりであった。このため、前述の想定をかなり下回る想定についても考慮しておく必要がある。

	埼玉県	全国
医療機関受診患者数	約 108 万人	約 2,000 万人
入院患者数	383 人	約 1.8 万人
死亡者数	9 人	198 人

## 第5節 対策推進のための役割分担

### 1 基本的な考え方

新型インフルエンザ等に適時適切に対応するためには、国、県、町による対策だけでなく、医療機関や事業者、町民を含め、対策に関わる各主体が役割を十分に理解し、社会全体が一丸となって行動することが不可欠である。

### 2 各主体の役割

<b>(1) 国</b>
<p>地方公共団体及び指定（地方）公共機関が実施する対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。また、ワクチンその他の医薬品の調査・研究の推進、国際的な連携・国際協力の推進に努める。</p> <p><b>【新型インフルエンザ等発生前】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 「新型インフルエンザ等対策閣僚会議」及び閣僚会議を補佐する「新型インフルエンザ及び鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議」の枠組みを通じ、政府一体となった準備を総合的に推進</li></ul> <p><b>【新型インフルエンザ等発生時】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 政府対策本部の基本的対処方針に基づき対策を強力に推進</li><li>・ 医学・公衆衛生学等の専門家を中心とした学識経験者の意見を聴き、対策を実施</li></ul>
<b>(2) 県</b>
<p>特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体として中心的な役割を担う。</p> <p>県行動計画に基づき、新型インフルエンザ等の発生に備える。</p> <p>新型インフルエンザ等発生時は、自らの区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、区域において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。</p> <p><b>【新型インフルエンザ等発生時】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 県対策本部等を設置</li><li>・ 政府の基本的対処方針に基づき、市町村や関係機関と連携</li><li>・ 市町村や関係機関に対し、速やかに情報提供</li><li>・ 地域医療体制の確保やまん延防止に関する対策を推進</li></ul>
<b>(3) 市町村</b>
<p>住民に最も近い行政単位として、地域の実情に応じた計画を作成するとともに、地域住民に対するワクチンの接種や住民の生活を支援する。</p> <p><b>【新型インフルエンザ等発生時】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 要援護者への支援等に関し主体的に対策を実施</li><li>・ 対策の実施に当たっては、県や近隣の市町村と連携</li></ul>

<p>《保健所設置市》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・感染症法上、地域医療体制の確保や感染拡大の抑制に関して県に準じた役割</li> <li>・県と保健所を設置する市は、発生前から連携</li> </ul>
<p><b>(4) 医療機関</b></p> <p>【新型インフルエンザ等発生前】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新型インフルエンザ等患者を診療するための院内感染対策</li> <li>・ 必要となる医療資器材の確保</li> <li>・ 診療継続計画の策定</li> <li>・ 地域における医療連携体制の整備</li> </ul> <p>【新型インフルエンザ等患者発生時】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 診療継続計画に基づき、地域の医療機関が連携</li> <li>・ 発生状況に応じて医療を提供</li> </ul>
<p><b>(5) 指定（地方）公共機関</b></p> <p>医療、医薬品等の製造・販売、電気、ガス、輸送、通信その他公益的事業を営む法人で、特措法施行令で定められ又は知事が指定する者。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特措法に基づき業務計画を作成</li> </ul> <p>【新型インフルエンザ等発生時】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新型インフルエンザ等対策を実施</li> <li>・ 国や県などの地方公共団体と連携協力して、的確かつ迅速に対策を実施</li> </ul>
<p><b>(6) 登録事業者</b></p> <p>医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者で、あらかじめ登録した者。</p> <p>【新型インフルエンザ等発生時】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国の指示により臨時に予防接種を実施</li> <li>・ 事業活動の継続</li> <li>・ 発生前から、職場における感染対策の実施</li> <li>・ 重要業務の事業継続などの準備を積極的に実施</li> </ul>
<p><b>(7) 一般の事業者</b></p> <p>新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策を行う。</p> <p>【新型インフルエンザ等発生時】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一部の事業を縮小</li> <li>・ 多数の者が集まる事業者は、感染防止措置を徹底</li> </ul>
<p><b>(8) 町民</b></p> <p>日頃から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動などその対策に関する知識を得るとともに、季節性インフルエンザにおいても行っているマスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい等の個人レベルでの感染対策を実践するよう努める。また、発生時に備えて、個人レベルにおいても食料品・生活必需品等の備蓄を</p>

行うよう努める。

**【新型インフルエンザ等発生時】**

- ・ 発生の状況や実施されている対策等についての情報を入手
- ・ 外出自粛や感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施

## 第6節 発生段階

新型インフルエンザ等対策は、発生の段階に応じて採るべき対応が異なる。状況の変化に即応した意思決定を迅速に行うことができるよう、あらかじめ発生の段階を設け、各発生段階において想定される状況に応じた対応方針を定めておく必要がある。

政府行動計画では、新型インフルエンザ等が発生する前から、海外での発生、国内での発生、まん延を迎え、小康状態に至るまでを5つの段階に分類している。埼玉県の計画では6つの発生段階に分類しているため、町は県に準じて6つの発生段階に分類した。

地域での発生状況は様々であり、その状況に応じ、特に地域での医療提供や感染対策等について、柔軟に対応する必要がある。県の分類に基づき、当町における発生段階を次のとおり定め、その移行については、必要に応じて県と協議の上で、町対策本部が判断する。

町、関係機関等は、行動計画等で示された対策を段階に応じて実施することとする。

なお、段階の期間は極めて短期間となる可能性があり、また、必ずしも、段階どおりに進行するとは限らない。さらに、緊急事態宣言がされた場合には、対策の内容も変化するということに留意する必要がある。

### ◆町行動計画における設定 ◆

発生段階	状態
未発生期	新型インフルエンザ等が発生していない状態
海外発生期	海外で新型インフルエンザ等が発生した状態
国内発生期	埼玉県以外の国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等が発生した状態
県内発生早期	県内で新型インフルエンザ等が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態
県内(町内)感染拡大期	県内(町内)で新型インフルエンザ等の感染被害が拡大し、患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった事例が生じた状態
小康期	新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態

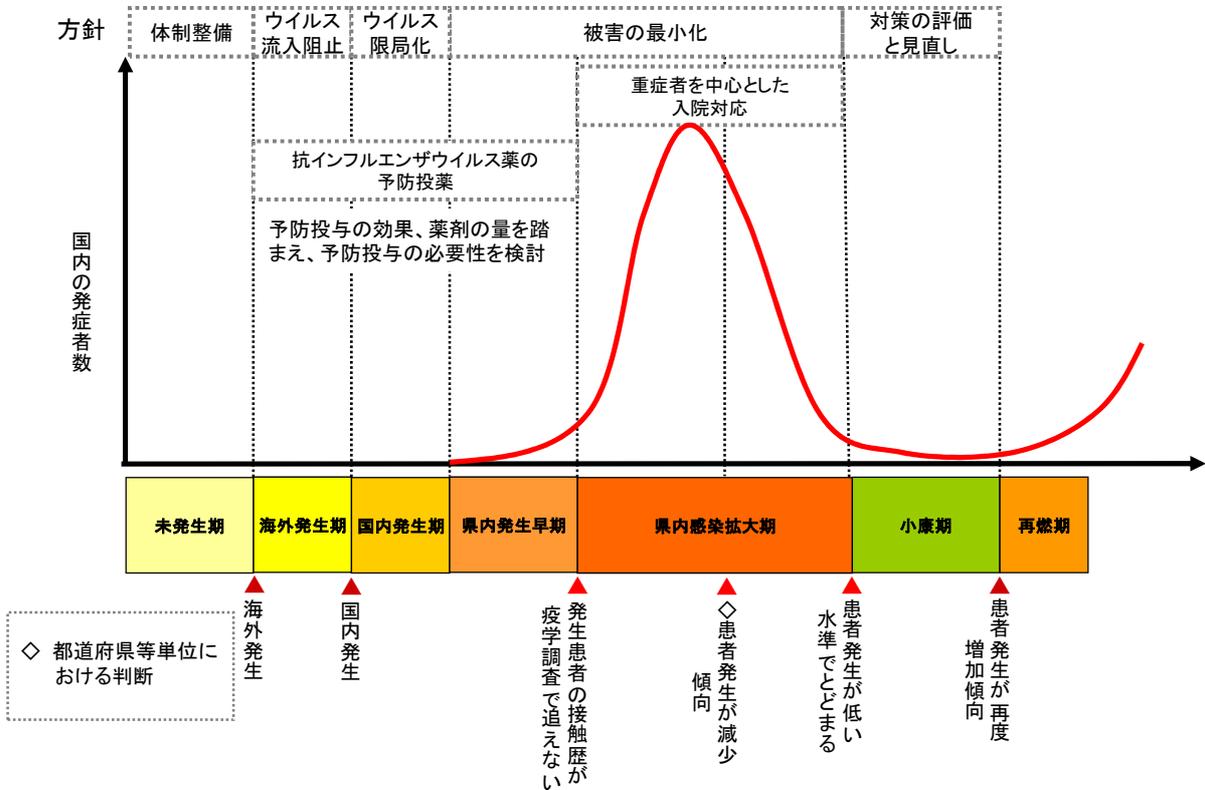
(参考) 埼玉県の行動計画における設定

発生段階	状態
未発生期	新型インフルエンザ等が発生していない状態
海外発生期	海外で新型インフルエンザ等が発生した状態
国内発生期	国内で新型インフルエンザ等が発生した状態 【政府行動計画】 ・ 地域未発生期（本県で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態）
県内発生早期	県内で新型インフルエンザ等が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態 【政府行動計画】 ・ 地域発生早期（県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態）
県内感染拡大期	県内で新型インフルエンザ等の感染被害が拡大し、患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった事例が生じた状態 【政府行動計画】 ・ 地域感染期（県で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態）
小康期	新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態

※1 これらの発生段階は順を追って段階的に進行するものとは限らない。

※2 県内発生早期及び県内感染拡大期に係る対策については、県内の状況にかかわらず、隣接都県等での流行状況等を踏まえて実施することがある。

## 発生段階と方針



### 〈参考〉政府行動計画（平成 25 年 6 月策定）における発生段階の区分

発生段階	状態
未発生期	新型インフルエンザ等が発生していない状態
海外発生期	海外で新型インフルエンザ等が発生した状態
国内発生早期	国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態 各都道府県においては、以下のいずれかの発生段階。 <ul style="list-style-type: none"> <li>地域未発生期（各都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態）</li> <li>地域発生早期（各都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態）</li> </ul>
国内感染期	国内のいずれかの都道府県で、新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態 各都道府県においては、以下のいずれかの発生段階。 <ul style="list-style-type: none"> <li>地域未発生期（各都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態）</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域発生早期（各都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態）</li> <li>地域感染期（各都道府県で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態）</li> </ul>
小康期	新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態

WHO、国、県、町の発生段階の比較表

発生段階		流行状態	WHOのフェーズ
町及び県	国		
未発生期		新型インフルエンザ等が発生していない状態	フェーズ1・2・3
海外発生期		海外で新型インフルエンザ等が発生した状態	又は相当する公表等
国内発生期	地域未発生期	国内で新型インフルエンザ等が発生した状態 【政府行動計画】 ・ 地域未発生期（本県で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態）	フェーズ4・5・6 又は相当する公表等
県内発生早期	地域発生早期	県内で新型インフルエンザ等が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態 【政府行動計画】 ・ 地域発生早期（県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態）	
県内（町内）感染拡大期	国内感染期	県内（町内）で新型インフルエンザ等の感染被害が拡大し、患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった事例が生じた状態 【政府行動計画】 ・ 地域感染期（県で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態）	
小康期		新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態	ポストパンデミック期

## 第7節 対策の主要5項目

町行動計画は、新型インフルエンザ等対策の2つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命及び健康を保護する」及び「町民生活及び町民経済に及ぼす影響が最小となるようにする」ことを達成するための対策について、「1 実施体制（対策を実施するための体制）」、「2 情報の収集・提供及び共有（情報収集と適切な方法による情報提供）」、「3 予防・まん延防止（予防・まん延の防止に関する措置）」、「4 予防接種（住民に対する予防接種の実施）」、「5 町民の生活及び地域経済の安定の確保（生活環境の保全その他の住民の生活及び地域経済の安定に関する措置）」の5項目に分けて記載している。各項目における対策の基本的考え方や内容は、次のとおりである。

また、政府対策本部長が県内を対象区域として緊急事態宣言を行ったときは、国の基本的対処方針及び県行動計画に基づき、必要に応じた措置を講じる。

### 1

### 実施体制

#### （1）発生前の体制

新型インフルエンザ等対策は、町の危機管理の問題として取り組む必要がある。このため、町においては、公衆衛生部門と危機管理部門が中心となり、全庁一丸となって発生時に備えた準備を進める。単に行政機関にとどまらず、医療機関、事業者、学校・社会福祉施設等の関係者などとの、連携体制の強化を図る。

#### （2）発生時の体制

緊急事態宣言前においては、宮代町新型インフルエンザ等対策検討委員会設置規程（平成20年3月31日告示第53号）に基づき、発生に備えた準備を進めるため、「宮代町新型インフルエンザ等対策検討委員会」を設置し、対応を検討し実施する。

また、新型インフルエンザ等が発生し、政府対策本部長の緊急事態宣言がなされた場合には、特措法及び宮代町新型インフルエンザ等対策本部条例（平成25年3月27日条例第2号）に基づき、本町における新型インフルエンザ等対策の決定機関として、本部長、副本部長、本部員からなる町対策本部を設置する。

#### （3）関係機関との連絡体制

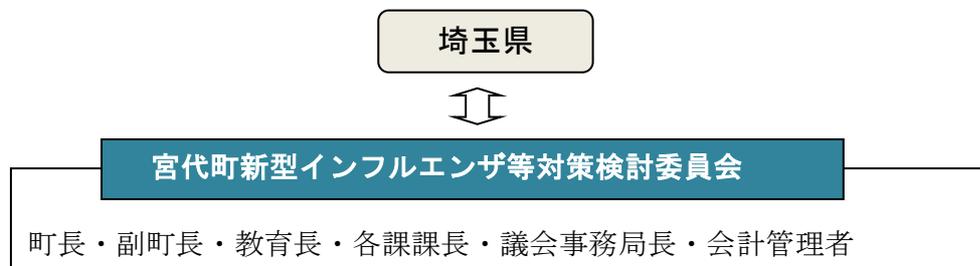
##### ア 新型インフルエンザ等対策地域連絡会議

県が2次医療圏単位として設置する「地域別対策会議」（関係行政機関、郡市医師会、医療機関等で構成）に参加し、新型インフルエンザ等への対応体制に係る具体的事項を協議し、体制整備を行う。

##### イ 医師会及び医療機関等との連携

町は町医師会、郡市医師会及び医療機関と新型インフルエンザ等対策についての認識を共有するとともに、発生時における円滑な診療や予防接種等の体制整備を推進する。

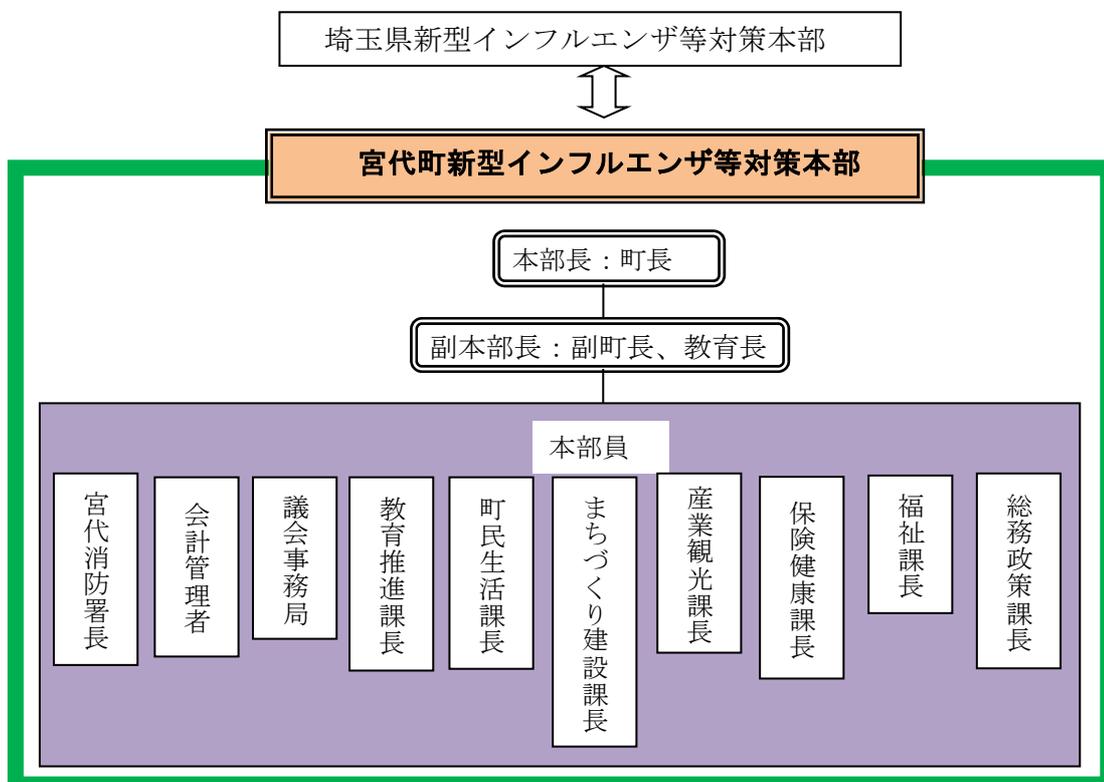
### 【宮代町新型インフルエンザ等対策検討委員会・・・緊急事態宣言前】



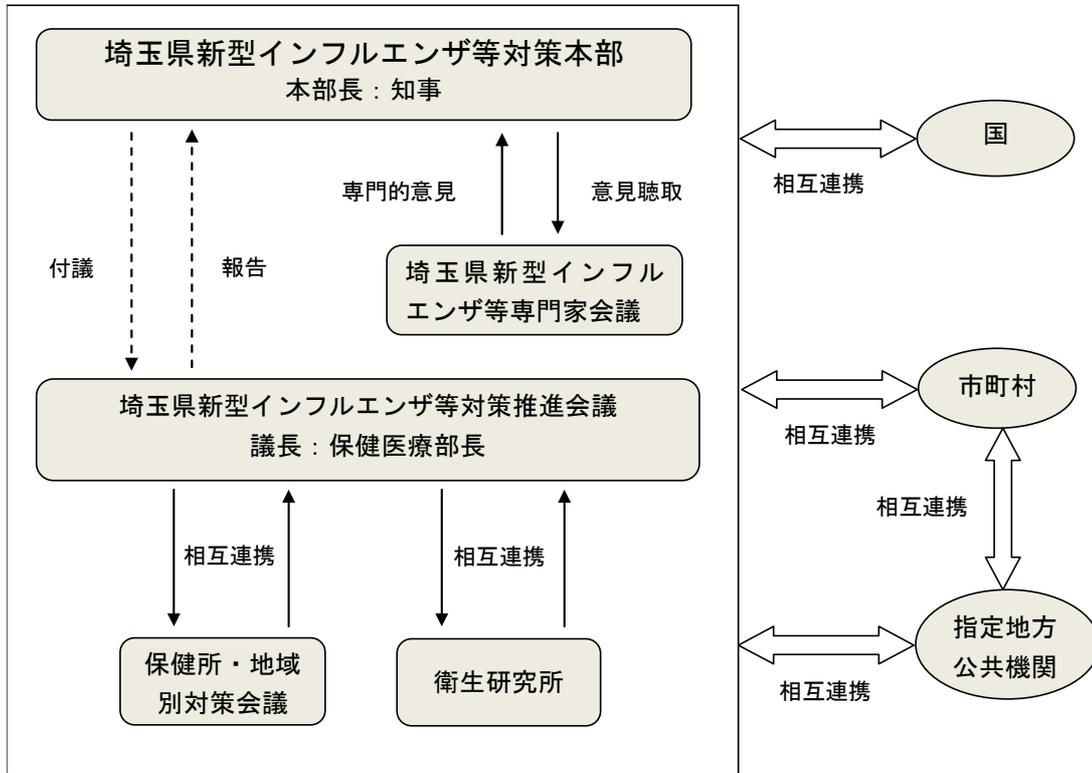
### 【新型インフルエンザ等対策本部会議・・・緊急事態宣言後】

町は、国内に新型インフルエンザ等の感染者が発生し緊急事態宣言をした場合には、特措法第 34 条により町対策本部を直ちに設置する。

町は、町対策本部の設置後、対策本部会議を開催し、情報収集及び対応方針の確認を行う。会議では、対策の総合的な推進に関する事項及び対策を実施するための体制に関する事項について協議する。



参考【埼玉県新型インフルエンザ等対策の推進体制図】



### (1) 情報提供・共有の目的

新型インフルエンザ等対策は、共通の理解の下に、対策の全ての段階、分野において、国、県、町、医療機関、事業者、個人の間でのコミュニケーションが必須である。

#### 参考：埼玉県新型インフルエンザ行動計画（P 18～19）

##### (1) サーベイランス・情報収集

###### ア サーベイランスの意義

サーベイランスとは、疾病の発生状況やその推移などを継続的に監視することにより、疾病対策の企画、実施、評価に必要なデータを系統的に収集、分析、解釈するものである。

新型インフルエンザ等対策を適時適切に実施するためには、サーベイランスにより、いずれの段階においても、新型インフルエンザ等に関する様々な情報を、国内外から系統的に収集・分析し判断につなげること、また、サーベイランスの結果を関係者に迅速かつ定期的に還元することにより、効果的な対策に結びつけることが重要である。

なお、未知の感染症である新感染症に対するサーベイランスは現時点では行っていないため、本項目では新型インフルエンザに限って記載するが、新感染症が発生した場合は、国と連携し、早期に症例定義の周知や診断方法を確立し、県内のサーベイランス体制を構築する。

###### イ 発生早期のサーベイランス

海外で発生した段階から県内の患者数が少ない段階までは、情報が限られており、患者の全数把握等のサーベイランス体制の強化を図り、積極的疫学調査等により患者の臨床像等の特徴を把握するため、感染経路や臨床情報等の情報収集・分析を行う。また、必要に応じ、市町村、医療機関や学会等の協力を得て、個別症例について症状や治療経過、集団発生状況等の情報を収集するとともに、平時から情報分析体制を整備し、早期対応に役立てる。

###### ウ まん延期のサーベイランス

県内の患者数が増加し、新型インフルエンザの特徴や患者の臨床像等の情報が蓄積された時点では、患者の全数把握は、その意義が低下し、また、医療現場の負担も過大となることから、入院患者及び死亡・重症者に限定した情報収集に切り替える。

###### エ 情報の活用等

サーベイランスにより把握された流行の開始時期や規模等の情報は、県内における医療体制等の確保に活用する。また、県内で流行する病原体の性状（インフルエンザウイルスの亜型や薬剤耐性等）に関する情報や、死亡者を含む重症者の状況に関する情報は、迅速かつ定期的に情報提供することにより医療機関における診療に役立てる。

また、国の関係省庁等の連携の下、鳥類、豚におけるインフルエンザウイルスのサーベイランスを行い、これらの動物の間での発生の動向を把握する。

## (2) 情報提供・共有

### ア 情報提供・共有の目的

新型インフルエンザ等対策は、共通の理解の下に、対策の全ての段階、分野において、国、県、市町村、医療機関、事業者、個人の間でのコミュニケーションが必須である。

### イ 情報提供手段の確保

県民については、情報を受け取る媒体や情報の受け取り方が千差万別であることが考えられる。このため、外国人、障害者など情報が届きにくい人にも配慮し、テレビ、新聞等のマスメディアやインターネットを含めた多様な媒体を用いて、理解しやすい内容で、できる限り迅速に情報提供を行う。

### ウ 発生前における県民等への情報提供

発生前においても、県及び市町村は、新型インフルエンザ等の予防及びまん延の防止に関する情報や様々な調査研究の結果などを、県民のほか、医療機関、事業者等に情報提供する。こうした適切な情報提供により、新型インフルエンザ等対策に関し理解を深めてもらい、発生時の県民等の適切な行動につなげる。

特に、児童、生徒等に対しては、学校での集団感染などにより地域における感染拡大の起点となりやすいことから、保健医療部や総務部、教育局等が連携して、感染症や公衆衛生について丁寧に情報提供していく。

### エ 発生時における県民等への情報提供及び共有

#### (ア) 発生時の情報提供について

新型インフルエンザ等の発生時には、発生段階に応じて、国内外の発生状況、対策の実施状況等について、知事コメント等により迅速かつ分かりやすい情報提供を行う。

対策の決定のプロセス（科学的知見を踏まえてどのような事項を考慮してどのように判断がなされたのか等）や、対策の理由、対策の実施主体を患者等の人権にも配慮しながら明確にする。

提供する情報の内容は、個人情報保護と公益性に十分配慮して伝えることが重要である。

媒体の活用に加え、県から直接、県民に対する情報提供を行う手段として、ホームページ等の活用を行う。

また、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があること（感染したことについて、患者やその関係者には責任はないこと）、個人レベルでの対策が全体の対策推進に大きく寄与することを伝え、発生前から認識の共有を図る。

#### (イ) 相談窓口の設置

県及び市町村は、新型インフルエンザ等発生時、県民からの一般的な相談に応じるための相談窓口等を設置し、国が配布するQ&A等を参考に適切な情報提供を行う。

#### (ウ) 県民の情報収集の利便性向上

県民の情報収集の利便性向上のため、国の情報、県の情報、市町村の情報、指定地方公共機関等の情報などを、必要に応じて、集約し、総覧できるホームページを開設する。

#### オ 情報提供体制

情報提供に当たっては、提供する情報の内容について統一を図るため、県対策本部における広報担当者を置き、定例的な記者会見を開くなど適時適切に情報を共有し、発信する。なお、対策の実施主体となる各部局が情報を提供する場合には、適切に情報を提供できるよう、県対策本部が調整する。

### (2) 発生前における情報の収集・提供及び共有

新型インフルエンザ等の発生時に町民等に正しく行動してもらうためには、発生前から、予防方法や町民の責務など新型インフルエンザ等に関する様々な情報を提供し、理解してもらう必要がある。このため、発生前から、国や県等の感染症情報を活用し、国内外の新型インフルエンザ等に関する情報を収集するとともに、町民をはじめ、医療機関や事業者等に対して、基本的な感染対策や、発生時における外来受診の方法など新型インフルエンザ等対策の周知を図る。

特に、児童生徒に対しては、学校は集団感染が発生するなど、地域における感染拡大の起点となりやすいことから、教育委員会と連携し丁寧な情報提供に努める。

### (3) 発生時における情報提供及び共有

新型インフルエンザ等の発生時には、発生段階に応じて、海外や国内、県内の発生状況、対策の実施状況等について情報を収集し、県における対策の決定のプロセスや、対策を行う理由等を明確にししながら、患者等の人権にも配慮して迅速かつ分かりやすい情報提供を行う。

### (4) 「新型インフルエンザ等相談窓口」の開設

町民等から寄せられる新型インフルエンザ等に関する相談については、ウイルスの病原性にかかわらず相談需要の急増が予想されるため、国からの要請に従い、保健センター内においても「新型インフルエンザ等相談窓口」を開設し、適切な情報提供の実施ができるよう体制の充実・強化を行う。また、県が設置する「新型インフルエンザ等電話相談窓口」を周知する。

### (5) 情報提供体制

情報提供に当たっては、提供する情報の内容について統一を図ることが重要であり、情報を集約して一元的に発信するため、広報担当者を中心としたチームを設置する。

### (1) 予防・まん延防止の目的

新型インフルエンザ等の予防・まん延防止は、流行のピークをできるだけ遅らせることで体制の整備を図るための時間を確保することにつながる。また、流行のピーク時の受診患者数等を減少させ、入院患者数を最小限にとどめ、医療体制が対応可能な範囲内に収めることにつながる。

予防・まん延防止は、個人対策や地域対策、職場対策、予防接種などの複数の対策を組み合わせで行う。

ただし、個人の行動を制限する面や、対策そのものが社会・経済活動に影響を与える面もあることを踏まえ、病原性・感染力等や発生状況の変化に応じて実施する対策を決定し、又は、実施している対策の縮小・中止を行う。

### (2) 対策

#### ア 個人における対策

新型インフルエンザ等がまん延するまでの期間は、町民にマスクの着用や咳エチケット（咳やくしゃみの際にティッシュなどで口と鼻を押さえる等）、手洗い、うがいなどの個人における基本的な感染対策を行うよう広く要請する。

#### イ 地域対策・職場対策

学校、保育施設、事業所等においても、個人における対策のほか、季節性インフルエンザ対策として実施されている職場における感染対策を徹底して行うよう周知する。

また、新型インフルエンザ等緊急事態においては、これらの措置に加えて、必要に応じ、県が実施する不要不急の外出自粛や施設の使用制限の要請等に協力する。

#### ウ その他

海外発生期には、その状況に応じた感染症危険情報の発出を行う。

感染症には潜伏期間や不顕性感染などがあることから、ある程度の割合で感染者は入国し得るため、県内での患者発生に備えて体制の整備を図る。

### (1) ワクチン

予防接種により、個人の発症や重症化を防ぐことは、医療機関への受診者を減少させ医療体制への負荷を軽減し、新型インフルエンザ等による健康被害や社会・経済活動への影響を最小限にとどめることにつながる。

新型インフルエンザ対策におけるワクチンには、発生する前の段階で、新型インフルエンザウイルスに変異する可能性が高い鳥インフルエンザウイルスを基に製造される「プレパンデミックワクチン」と、新型インフルエンザの発生後に、出現した新型インフルエンザウイルス又はこれと同じ抗原性をもつウイルスを基に製造される「パンデミックワクチン」の2種類がある。なお、新感染症については、発生した感染症によってはワクチンを開発することが困難であることも想定されるため、本項目では新型インフルエンザに限って記載する。

## (2) 特定接種

### ア 特定接種の概要

特定接種とは、特措法第28条に基づき、「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため」に行うものであり、政府対策本部長が必要と認めるときに、臨時に行われる予防接種をいう。

### イ 特定接種の対象となり得る者

特定接種の対象となり得る者は、次のとおりである。

- ① 「医療の提供の業務」又は「国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務」を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの（以下「登録事業者」という。）のうち、これらの業務に従事する者（厚生労働大臣の定める基準に該当する者に限る。）
- ② 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員
- ③ 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員

また、特定接種の対象となり得る者として政府行動計画で整理された登録事業者、公務員のうち、埼玉県や町に係るものは、県計画の「別表1 特定接種の対象となり得る業種・職務について（p78～84）」のとおりである。

### ウ 接種順位等

国は、発生した新型インフルエンザ等の病原性などの特性に係る基本的対処方針等諮問委員会（政府の新型インフルエンザ等対策有識者会議の下に設置された医学・公衆衛生の学識経験者を中心とした委員会）の意見を聴き、更には、その際の社会状況等を総合的に政府対策本部において判断し、基本的対処方針により、接種総枠、対象、接種順位その他の関連事項を決定する。

### エ 特定接種の登録

県は、町とともに国が定める特定接種に関する実施要領に基づき、特定接種の登録対象となる事業者に対し、登録申請について情報提供を行う。町は、依頼があった場合、県に協力する（別表1参照）

### オ 特定接種の接種体制

特定接種は原則として集団接種によるものとし、登録事業者又は登録事業者が属する事業団体ごとに集団接種体制を構築することが登録の要件となる。

登録事業者のうち特定接種対象となり得る者及び新型インフルエンザ等対策の

実施に携わる国家公務員については、国が実施主体となる。

新型インフルエンザ等対策を担う地方公務員については、所属する県又は市町村を実施主体として接種を行う。(別表1参照)

### (3) 住民接種

#### ア 臨時接種

特措法において、緊急事態宣言が行われている場合については、ワクチンを緊急に、可能な限り多くの県民に接種するため、特措法第46条に基づき、予防接種法第6条第1項の規定(臨時の予防接種)による予防接種を行うこととなる。

この場合、市町村は、原則として集団的接種を行うこととし、全住民が速やかに接種することができる体制の構築を図る。

#### イ 新臨時接種

一方、緊急事態宣言が行われていない場合においても、住民の大多数に免疫がないことから、季節性インフルエンザの感染者を大きく上回る感染者が発生し、医療をはじめ、社会経済に深刻な影響を与えるおそれがあるため、予防接種法第6条第3項の規定(新臨時接種)に基づく接種を行うこととする。

この場合においても、全住民が接種することができる体制の構築を図る。

#### ウ 接種順位

住民接種の接種順位については、発生した新型インフルエンザ等の病原性等の情報をもとに政府対策本部が決定する。

#### 【参考：政府行動計画における接種順位の基本的な考え方】

特定接種以外の対象者については、以下の4群に分類することを基本とする。

- (a) 医学的ハイリスク者：呼吸器疾患、心臓血管系疾患を有する者等、発症することにより重症化するリスクが高いと考えられる群(基礎疾患を有する者及び妊婦)
- (b) 小児(1歳未満の小児の保護者及び身体的な理由により予防接種が受けられない小児の保護者を含む。)
- (c) 成人・若年者
- (d) 高齢者：ウイルスに感染することによって重症化するリスクが高いと考えられる群(65歳以上の者)

接種順位については、新型インフルエンザによる重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた考え方が考えられるが、緊急事態宣言がなされた場合、国民生活及び国民経済に及ぼす長期的な影響を考慮する(特措法第46条2項)と、我が国の将来を守ることに重点を置いた考え方や、これらの考え方を併せた考え方もある。

《参考》予防接種の優先順位の例

	成人・若年者に重症者が多い新型インフルエンザの場合  医学的ハイリスク者>成人・若年者>小児>高齢者の順で重症化しやすいと仮定	高齢者に重症者が多い新型インフルエンザの場合  医学的ハイリスク者>高齢者>小児>成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定	小児に重症者が多い新型インフルエンザの場合  医学的ハイリスク者>小児>高齢者>成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定
重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた考え方	①医学的ハイリスク者 ②成人・若年者 ③小児 ④高齢者の順	①医学的ハイリスク者 ②高齢者 ③小児 ④成人・若年者の順	①医学的ハイリスク者 ②小児 ③高齢者 ④成人・若年者の順
我が国の将来を守ることに重点を置いた考え方	①小児 ②医学的ハイリスク者 ③成人・若年者 ④高齢者の順	①小児 ②医学的ハイリスク者 ③高齢者 ④成人・若年者の順	
重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置きつつ、あわせて我が国の将来を守ることに重点を置いた考え方	①医学的ハイリスク者 ②小児 ③成人・若年者 ④高齢者の順	①医学的ハイリスク者 ②小児 ③高齢者 ④成人・若年者の順	

**エ 住民接種の接種体制**

住民接種については、市町村を実施主体として、原則として集団的接種により接種を実施することとなるため、接種が円滑に行えるよう接種体制の構築を図る。

**オ 留意点**

危機管理事態における「特定接種」と、「住民接種」の二つの予防接種全体の実施の在り方については、発生した新型インフルエンザ等の病原性などの特性に係る基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴き、政府対策本部が、その際の医療提供・国民生活・国民経済の状況に応じ、総合的に判断し、決定するとされている。

**カ 医療関係者に対する要請**

県は、予防接種を行うため必要があると認めるときは、特措法に基づき、医療関係者に対して必要な協力を要請又は指示（以下「要請等」という。）を行う。

町は、県に協力する。

### 予防接種の類型（一覧）

予防接種の類型	特定接種	住民接種	
		有	無
緊急事態宣言	—	有	無
特措法	特措法第 28 条	特措法第 46 条	—
予防接種法	予防接種法第 6 条第 1 項（臨時接種）による予防接種とみなして実施	予防接種法第 6 条第 1 項（臨時接種）による予防接種として実施	予防接種法第 6 条第 3 項（新臨時接種）として実施
考え方	医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため緊急の必要があると認めるとき	新型インフルエンザ等緊急事態において、新型インフルエンザ等が国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与え、国民生活及び国民経済の安定が損なわれることのないようにするため緊急の必要があると認めるとき	まん延予防上緊急の必要があるとき（臨時接種の対象疾病より病原性が低いものを想定）
実施主体	国、都道府県、市町村	市町村	市町村
努力義務/勸奨	有/有	有/有	無/有
接種費用の負担	実施主体が全額負担	国 1/2 県 1/4 市町村 1/4（実費徴収不可） 国費の嵩上げ措置あり	原則自己負担 （低所得者の場合は国 1/2 県 1/4 市町村 1/4 の対応がある）

医療については、埼玉県新型インフルエンザ行動計画（P 24～28）参考

#### ア 医療の目的

医療の提供は、健康被害を最小限にとどめるという目的を達成する上で、不可欠な要素である。また、健康被害を最小限にとどめることは、社会・経済活動への影響を最小限にとどめることにもつながる。

県内の医療資源（医療従事者、病床数等）には制約があることから、効率的・効果的に医療を提供できる体制を事前に計画しておくことが重要である。特に、地域医療体制の整備に当たっては、次に掲げる新型インフルエンザ等発生時に医療提供を行う医療機関や医療従事者への具体的支援についての十分な検討や情報収集が必要である。

- ・ 指定（地方）公共機関の指定を受ける感染症指定医療機関等
- ・ 新型インフルエンザ等専用外来（帰国者・接触者外来）（以下「専用外来」という。）を開設する医療機関
- ・ 特定接種の登録対象となる医療機関

#### イ 発生前における医療体制の整備

県保健所及び保健所設置市は、二次医療圏等の圏域を単位とし、地域別対策会議の開催や感染症指定医療機関等の調整等により、新型インフルエンザ等の発生時における地域の医療体制の確保に向けて関係機関と調整・検討等を行う。

また、未発生期から専用外来を設置する医療機関のリストを作成し設置の準備を行い、さらに帰国者・接触者相談センターの設置の準備を進める。

## ウ 発生時における医療体制の維持・確保

### (ア) 医療に関する情報提供等

海外発生期以降の段階では、正確かつ迅速な情報提供体制の維持（症例定義や診断・治療に関する情報等の周知、院内感染対策の強化の要請等）、外来・入院医療体制の確保（受入れ可能患者数等の把握、感染症指定医療機関等との調整等）に努める。必要な場合には、専門家会議、地域別対策会議を適宜開催する。また、県保健所および保健所設置市は、流行状況や地域の実情に応じた医療体制の確保について協議・検討を行う。

### (イ) 発生早期の医療体制

発生早期には、医療の提供は、患者の治療とともに感染対策としても有効である。病原性が低いことが判明しない限り、原則として、感染症法に基づき、新型インフルエンザ等患者等を感染症指定医療機関等に入院させる。このため、感染症病床等の利用計画を事前に策定しておく必要がある。

また、新型インフルエンザ等の臨床像に関する情報は限られている。そのため、サーベイランスで得られた情報を最大限活用し、発生した新型インフルエンザ等の診断及び治療に有用な情報を医療現場に迅速に還元する。

#### a 新型インフルエンザ等専用外来（帰国者・接触者外来）

新型インフルエンザ等に感染している可能性がより高い、発生国からの帰国者や国内患者の濃厚接触者の診療のために、県内感染拡大期に移行するまでは県内に専用外来を確保して診療を行う。ただし、新型インフルエンザ等の患者は、専用外来を有しない医療機関を受診する可能性もあることを踏まえて対応する必要がある。

このため、専用外来を有しない医療機関も含めて、医療機関内においては、新型インフルエンザ等に感染している可能性がある者とそれ以外の疾患の患者との接触を避ける工夫等を行い院内での感染防止に努める。また、医療従事者は、マスク・ガウン等の个人防护具の使用や健康管理、ワクチンの接種を行い、十分な防御なく患者と接触した際には、必要に応じて抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を行う。

#### b 帰国者・接触者相談センター

新型インフルエンザ等が海外で発生し、専用外来を設置した場合、速やかに帰国者・接触者相談センターを設置する。

帰国者・接触者相談センターは、発生国からの帰国者や患者との濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者から電話で相談を受け、専用外来へと受診調整する。新型インフルエンザ等にり患している危険性が高い者を専用外来に集約す

ることでまん延をできる限り防止する。帰国者・接触者相談センターは、次に掲げる事項について、インターネット、ポスター、広報誌等を活用し、地域住民へ広く周知する。

- (a) 全ての発熱・呼吸器症状等を有する者から相談を受けるのではないこと
- (b) 発熱・呼吸器症状等に加え、発生国への渡航歴や患者との濃厚な接触歴がある者を対象としていること
- (c) (a)、(b)に該当する者は、まず帰国者・接触者相談センターへ電話により問合せること等

#### (ウ) まん延期の医療体制

県内での感染被害が拡大し、専用外来以外の医療機関でも患者を診なければならなくなった場合等には、専用外来を指定しての診療体制から一般の医療機関（内科・小児科等、通常、感染症の診療を行う全ての医療機関）で診療する体制に切り替える。

また、患者数が大幅に増加した場合にも対応できるよう、重症者は入院、軽症者は在宅療養に振り分ける。原則として医療機関は、自宅での治療が可能な入院中の患者については、病状を説明した上で退院を促し、新型インフルエンザ等の重症患者のため病床を確保する。

その際、感染症指定医療機関等以外の医療機関や臨時の医療施設等に患者を入院させることができるよう、県内の医療機関の空床把握やその情報提供について、事前に、その活用計画を策定しておく。また、在宅療養の支援体制として、新型インフルエンザ等の重症患者に係る診療に従事していない医師等が積極的に関与できる等の体制整備をしておく。

#### (エ) 医療機関等との連携

医療の分野での対策を推進するに当たっては、対策の現場である医療機関等との迅速な情報共有が必須であり、県、市町村を通じた連携だけではなく、県医師会・学会等の関係機関のネットワークを活用する。

### エ 医療関係者に対する要請・指示、補償

#### (ア) 要請・指示

新型インフルエンザ等が発生した場合、県の行動計画に定めるところにより、医療の提供が行われることとなる。しかし、病原性が非常に高い場合など、「県知事による通常の協力依頼のみでは医療の確保ができないような場合」に要請を検討する。なお、医療関係者が正当な理由がないのに要請に応じないときは、当該医療関係者に対し、患者等に対する医療等を行うべきことを指示することを検討する。「県知事による通常の協力依頼のみでは医療の確保ができないような場合」とは、以下の場合等が想定される。

- a 県内発生早期に、専用外来において外来診療を行う際や、感染症指定医療機関等において入院診療等を行う際に、そのための医療関係者を確保できない場合等

- b 臨時の医療施設等において診療を行う際や、地域のほとんど全ての医療機関が診療を休止する場合等

**(イ) 実費弁償及び損害補償**

特措法第62条第2項の規定に基づき、県は、特措法第31条の規定に基づく要請等に応じて患者等に対する医療の提供を行う医療関係者に対して、政令で定める基準に従い、その実費を弁償しなければならない。

特措法第63条の規定に基づき、県は、特措法第31条の規定に基づく要請等に応じて、患者等に対する医療の提供を行う医療関係者が、そのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、または障害の状態となったときは、政令で定めるところにより、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害を補償しなければならない。

**オ 抗インフルエンザウイルス薬等**

**(ア) 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄**

新型インフルエンザに感染し、発症した場合、症状が出てから48時間以内に抗インフルエンザウイルス薬を投与することで、症状を軽減し、健康被害を減らすことができる可能性がある。

このため、県は新型インフルエンザの流行に備え、発生前から、国が示す抗インフルエンザウイルス薬の目標量を計画的かつ安定的に備蓄しておき、必要量を供給することが可能な体制を確保しておくことが重要である。

**(イ) 全段階を通じた対応**

- a 県は、備蓄している抗インフルエンザウイルス薬の保管場所を非公開とし、十分な警備体制の下で厳重に管理する。
- b 県は、県警察による医療機関等での警戒活動の実施に備え、必要に応じて連携を確認、強化する。
- c 県は、住民に対して、パンデミック発生を想定した十分な量の抗インフルエンザウイルス薬を備蓄していることから、パニックを起こさず冷静に対応するよう周知徹底する。
- d 県は、医療機関等に対して、市場における流通量の不足を生じさせる可能性が高いことから、次に掲げる事項について、周知徹底する。
  - (a) 必要量以上の抗インフルエンザウイルス薬を購入しないこと
  - (b) 流行終息後に大量の在庫を抱えても、返品が認められないこと
- e さらに、悪質な買占め等と認められる場合には、買占め等を行った機関名を公表する。

**(ウ) 予防投与**

- a 海外発生期から県内発生早期までに、患者の同居者、医療従事者又は救急隊員等搬

送事業者等に対し抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を行う際には、県の備蓄薬を使用できる。

- b 世界初発の場合の重点的感染拡大防止策に用いる抗インフルエンザウイルス薬は、国の備蓄薬を原則とするが、緊急を要する場合には、県の備蓄薬を先に使用し、後で国の備蓄薬を県に補充する。

## カ 患者の移送

### (ア) 新型インフルエンザ等の患者

感染症法第26条で準用する第19条の規定に基づく入院の対象となった新型インフルエンザ等の患者については、県及び保健所設置市が、その移送体制の整備について責任を持つとともに、原則として県及び保健所設置市が移送を行う。

### (イ) 新感染症の患者

感染症法第46条の規定に基づく入院の対象となった新感染症の患者については、感染症法第47条の規定に基づき、県及び保健所設置市が移送を行う。

### (ウ) 消防機関等の移送

上記(ア)又は(イ)の患者が増加し、県及び保健所設置市による移送では対応しきれない場合は、事前に消防機関等と協議し、新型インフルエンザ等流行時における患者の移送体制を確立させる。

## (1) 目的

町民生活及び地域経済の安定の確保は、新型インフルエンザ等流行時における医療機関や事業者等の事業の継続、高齢者世帯や障がい者世帯等の要援護者に対する生活支援、新型インフルエンザ等対策の実施に必要な医薬品等の物資及び資材の備蓄、生活関連物資の適正な流通の確保等によって社会・経済機能を維持し、町民生活及び地域経済に対する新型インフルエンザ等の影響を最小限にとどめることを目的として実施する。

## (2) 対策の概要

### ア 事業の継続

新型インフルエンザの流行は8週間程度継続し、多くの町民が患するものと考えられるほか、本人や家族のり患等により社会・経済活動の縮小や停滞が危惧される。こうした中でも、行政機関はもとより、医療機関、指定地方公共機関、登録事業者は、最低限の社会生活が維持できるよう必要な事業を継続することが社会的に求められる。

このため、未発生期においては、新型インフルエンザ等の発生を想定した業務継続計画の策定をし、事業継続のための事前対策を促進する。

### イ 物資及び資材の備蓄等

新型インフルエンザ等の発生に備えて、新型インフルエンザ等対策の実施に必要な物資及び資材の備蓄（手指消毒液、防護服、マスク等）等を行う。

### ウ 生活関連物資の適正な流通の確保

町民生活の維持に必要な生活関連物資の価格高騰、買い占め、売り惜しみ等が生じることのないよう、必要な調査や周知について県と協力して行う。

### エ 要援護者への生活支援

独居高齢者や障がい者等の要援護者については、新型インフルエンザ等の流行により孤立し、生活に支障を来すおそれがあるため、必要な支援を受けられるよう、県と連携し、対応する。

### オ 埋葬・火葬の円滑な実施

病原性の高い新型インフルエンザ等が流行した場合、死亡者数が通常の火葬能力を超えることが予想され、その結果、火葬に付すことができない遺体の対応が、公衆衛生上大きな問題となるおそれがある。

このため、火葬や緊急時の遺体の一時安置等が可能な限り円滑に実施できるよう、県及び一部事務組合と連携し、対応する。

## 第8節 緊急事態宣言時の対応等

国内で発生した新型インフルエンザ等の状況により、新型インフルエンザ等緊急事態措置（以下「緊急事態措置」という。）を講じなければ、医療提供の限界を超えてしまい、国民の生命・健康を保護できず、社会混乱を招く恐れがあると判断した場合に、政府対策本部は、期間、区域を示して緊急事態宣言を行う。

具体的には、発生した新型インフルエンザ等で重症例（肺炎、多臓器不全、脳症など）の発生頻度が高い場合で、また、患者の感染経路が特定できない、又は確認された患者が多数の人に感染させる可能性のある行動をとっていたなど多数の患者が発生する蓋然性が見込まれる場合において、都道府県の区域を基に指定されることとなる。

県、町及び指定（地方）公共機関等は、緊急事態宣言がされたときは、国の基本的対処方針及び県行動計画に基づき、必要に応じ、以下の措置を講じる。

なお、近隣都県の発生状況等によっては、県内で新型インフルエンザ等の患者が発生していなくても、対象区域に含まれる場合もある。

県行動計画では、緊急事態宣言時の措置を次のとおり定めている。町が対応する内容は、アンダーラインの箇所である。

参考：埼玉県新型インフルエンザ行動計画（P29～35）

### （1）実施体制

#### （1）－1 県の体制

政府対策本部が本県を対象区域として緊急事態宣言をし、基本的対処方針を変更したときは、県は、直ちに県対策本部の会議を開催し、全庁一体となった対策を推進する。また、必要に応じて対策推進会議を開催し、発生状況等の情報収集と、今後の対応方針について確認する。

必要に応じて、専門家会議を開催し、新型インフルエンザ等対策における課題を検討し、県対策本部に意見を提出する。

県保健所は、必要に応じて地域別対策会議を開催し、地域における新型インフルエンザ等対策について協議を行う。

#### （1）－2 職員の配備体制

県の職員の配備体制は、本部要綱に基づき、新型インフルエンザ等に対応することとしている全ての人員を配備する非常体制とし、必要な緊急事態措置を実施する。

#### （1）－3 市町村対策本部の設置

市町村は、緊急事態宣言がされたときは、特措法第34条に基づき市町村対策本部を直ちに設置する。

#### （1）－4 他の地方公共団体による代行等

県又は市町村が新型インフルエンザ等のまん延により緊急事態措置を行うことができなくなった場合においては、特措法の規定に基づく他の地方公共団体による代行、応援等の措置の活用を行う。

#### (1) - 5 政府・県・市町村対策本部の総合調整

県対策本部は、政府対策本部及び市町村対策本部と相互に緊密な連携を図りつつ新型インフルエンザ等対策を総合的に推進することとし、市町村対策本部長からの要請があった場合にはその要請の趣旨を尊重し、必要があれば速やかに所要の総合調整を行う。

また、状況によっては、県対策本部長から政府対策本部長に対して総合調整を行うよう要請する。

市町村対策本部は、政府対策本部、県対策本部と相互に緊密な連携を図りつつ新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。また、必要に応じて県対策本部長に対して総合調整を行うよう要請する。

#### (2) サーベイランス・情報収集

緊急事態宣言時において行う特別な措置はない。

#### (3) 情報提供・共有

県は、本県を区域として緊急事態宣言がされたときは、必要に応じ、知事コメント等により県民に対する注意喚起・情報提供を行う。

また、県民等に対して、利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、緊急事態宣言に伴う具体的な対策等を詳細に分かりやすく、速やかに情報提供する。

特に、緊急事態宣言に伴って県民一人一人がとるべき感染予防策や、感染が疑われ、また患者となった場合の対応（受診の方法等）を周知する。また、学校・保育施設等や職場での感染拡大防止策についての情報を適切に提供する。

#### (4) 予防・まん延防止

県は、本県を区域として緊急事態宣言がされたときは、基本的対処方針に基づき、必要に応じ、不要不急の外出の自粛等の要請及び施設の使用制限等の要請などの措置を講じる。

その期間及び区域は、基本的対処方針と同様の考え方で一体的に運用する。例えば、期間は、潜伏期間や治癒までの期間を踏まえ、新型インフルエンザについては、1～2週間程度となることが想定される。

また、区域は、人の移動の実態（鉄道網、通勤・通学圏、商業圏域等）等の地域的な一体性を踏まえて、まん延防止に効果があると考えられる区域（市町村単位、県内のブロック単位）とすることが考えられる。

#### (4) - 1 外出自粛等の要請・施設の使用制限等の運用

県は、外出自粛等の要請・施設の使用制限等の運用に際して、個人の行動を制限する面や、対策そのものが社会・経済活動に影響を与える面もあることを踏まえ、対策の効果と影響を総合的に勘案し、新型インフルエンザ等の病原性・感染力等に関する情報や発生状況の変化に応じて、実施する対策の決定、実施している対策の縮小・中止を柔軟に行う。なお、公共交通機関については、特措法第45条の施設の使用制限

の対象とはしていないが、適切な運送を図る観点から、当該感染症の症状のある者が乗車しないことや、マスク着用等咳エチケットの徹底、時差出勤や自転車等の活用、不要不急の利用の抑制の呼び掛けを行う。

#### (4) - 2 外出自粛等の要請

特措法第 45 条第 1 項に基づき、県民に対し、生活の維持に必要な場合を除きみだりに外出しないことや基本的な感染対策の徹底を要請する。ただし、医療機関への通院、食料の買い出し、職場への出勤など、生活の維持のために必要な外出は、自粛の要請の対象から除く。

#### (4) - 3 施設の使用制限等の要請等

##### ① 対象となる施設

新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令（平成 25 年政令第 122 号。以下「特措法施行令」という。）第 11 条に掲げる施設が、特措法第 45 条第 2 項に基づく使用制限の要請等の対象となる。

使用制限以外の感染防止措置の協力要請の対象となるものも含めると施設は 3 つに区分される。

##### (区分 1 施設) 感染のリスクが高い施設：学校、保育所、通所の福祉施設等

その地域の感染拡大の原因となる可能性が高いことを勘案し、積極的に特措法第 45 条第 2 項に基づく施設の使用制限（臨時休業や入学試験の延期等）の要請等を行う。

##### (区分 2 施設) 社会生活を維持する上で必要な施設

：病院、食料品売場、飲食店、銀行、工場、事務所等

使用制限の対象とはならず、消毒設備の設置などの特措法第 24 条第 9 項による協力の要請を行う。

##### (区分 3 施設) 営業の自由や県民生活への影響を考慮し、運用上柔軟に対応すべき施設

：大学、劇場、運動・遊戯施設、集会場、展示場、百貨店等

特措法第 24 条第 9 項による協力の要請を行う。協力要請に応じず、公衆衛生上の問題が生じている 1,000 m<sup>2</sup>超の施設に対してのみ、限定的に特措法第 45 条第 2 項に基づく施設の使用制限等の要請等を行う。

##### ②措置の内容

県が、施設の管理者又は当該施設を使用して催物を開催する者に対して、特措法第 45 条第 2 項に基づき行う要請、及び正当な理由がないのに要請に応じないときに行う同条第 3 項に基づく指示の内容は次に掲げる措置とする。

なお、要請・指示を行ったときは、同条第 4 項に基づき、要請等が行われたことを知らないままに県民が来訪することのないように、その旨を公表する。

- ・ 施設の使用の制限若しくは停止（特措法第 45 条）
- ・ 催物の開催の制限若しくは停止（特措法第 45 条）
- ・ 感染防止のための入場者の整理（特措法施行令第 12 条）
- ・ 発熱等の症状のある者の入場の禁止（特措法施行令第 12 条）

- ・ 手指の消毒設備の設置（特措法施行令第12条）
- ・ 施設の消毒（特措法施行令第12条）
- ・ マスクの着用など感染防止策の入場者への周知（特措法施行令第12条）
- ・ その他厚生労働大臣が公示するもの（特措法施行令第12条）

#### （４）－４ 予防接種

市町村は、住民に対する予防接種については、基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施する。

なお、小康期においても、国及び県と連携し、流行の第二波に備え、前記の臨時の予防接種を進める。

### （５）医療

#### （５）－１ 医療、医薬品等の確保

医療機関並びに医薬品及び医療機器の製造販売業者、販売業者等である指定地方公共機関等は、基本的対処方針及び業務計画で定めるところにより、必要に応じ、医療並びに医薬品及び医療機器の製造販売等を確保するために必要な措置を講ずる。

#### （５）－２ 臨時の医療施設（県内感染拡大期）

県及び保健所設置市は、国と連携し、区域内の医療機関が不足した場合、患者治療のための医療機関における定員超過入院等のほか、医療体制の確保、感染防止及び衛生面を考慮し、新型インフルエンザ等を発症し外来診療を受ける必要のある患者や、病状は比較的軽度であるが在宅療養を行うことが困難であり入院診療を受ける必要のある患者等に対する医療の提供を行うため、臨時の医療施設を設置し、医療を提供する。臨時の医療施設において医療を提供した場合は、流行がピークを越えた後、その状況に応じて、患者を医療機関に移送する等により順次閉鎖する。

なお、特措法第48条第2項の規定により、県は、必要があると認めるときは、臨時の医療施設の開設に係る事務の一部を市町村が行うこととする。その際は、事前に市町村と協議を行うことを基本とする。

#### （５）－３ 措置の縮小・中止（小康期）

県及び保健所設置市は、必要に応じ、県内感染拡大期に講じた措置を適宜縮小・中止する。

### （６）県民生活及び県民経済の安定の確保

#### （６）－１ 事業者の対応等

指定地方公共機関は、業務計画で定めるところにより、その業務を適切に実施するため、必要な措置を開始し、事業の継続を行う。

また、登録事業者は、医療の提供並びに県民生活及び県民経済の安定に寄与する業務の継続的な実施に向けた取組を行い、特定接種の実施状況に応じ、事業の継続を行う。

その際、県は、国が必要に応じて行う、当該事業継続のための法令の弾力運用その他必要な対応策について、必要に応じ、周知する。

#### (6) - 2 電気及びガス並びに水の安定供給

電気事業者及びガス事業者である指定（地方）公共機関等は、それぞれその業務計画で定めるところにより、電気及びガスの供給支障の予防に必要な措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において電気及びガスを安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

水道事業者、水道用水供給事業者及び工業用水道事業者である県、市町村、指定地方公共機関等は、それぞれその行動計画又は業務計画で定めるところにより、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

#### (6) - 3 運送・通信・郵便の確保

運送事業者である指定地方公共機関等は、それぞれその業務計画で定めるところより、体制の確認、感染対策の実施等、新型インフルエンザ等緊急事態において旅客及び貨物を適切に運送するために必要な措置を講ずる。

電気通信事業者である指定（地方）公共機関等は、それぞれその業務計画で定めるところにより、感染対策の実施、災害対策用設備の運用等、新型インフルエンザ等緊急事態において通信を確保するために必要な措置を講ずる。

郵便事業を営む者及び一般信書便事業者である指定（地方）公共機関等は、それぞれの業務計画で定めるところにより、郵便及び信書便の送達の確保、感染対策の実施等、新型インフルエンザ等緊急事態において郵便及び信書便を確保するために必要な措置を講ずる。

#### (6) - 4 サービス水準に係る県民への呼び掛け

県は、国と連携し、事業者のサービス提供水準に係る状況の把握を開始し、県民に対し、まん延した段階において、サービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを呼び掛ける。

#### (6) - 5 緊急物資の運送等

- ① 県は、緊急の必要がある場合には、運送事業者である指定地方公共機関等に対し、食料品等の緊急物資の運送を要請する。
- ② 県は、緊急の必要がある場合には、医薬品等販売業者である指定地方公共機関等に対し、医薬品又は医療機器の配送を要請する。
- ③ 県は、正当な理由がないにもかかわらず、指定地方公共機関等が上記の要請に応じないときは、必要に応じ、当該指定地方公共機関等に対して運送又は配送を指示する。

(6) - 6 物資の売渡しの要請等（県内発生早期・県内感染拡大期）

- ① 県は、県の対策の実施に必要な物資の確保に当たっては、あらかじめ所有者に対し物資の売渡しの要請の同意を得ることを基本とする。なお、新型インフルエンザ等緊急事態により当該物資等が使用不能となっている場合や当該物資が既に他の都道府県による収用の対象となっている場合などの正当な理由がないにもかかわらず、当該所有者等が応じないときは、必要に応じ、物資を収用する。
- ② 県は、特定物資の確保のため緊急の必要がある場合には、必要に応じ、事業者に対し特定物資の保管を命じる。

(6) - 7 生活関連物資等の価格の安定等

- ① 県は、市町村とともに、県民生活及び県民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。
- ② 県は、市町村とともに、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、県民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、県民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。
- ③ 県は、生活関連物資等の価格の高騰若しくは供給不足が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、適切な措置を講ずる。

(6) - 8 要援護者への生活支援（県内発生早期・県内感染拡大期）

県は、国の要請を受け、市町村に対し、在宅の高齢者、障害者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行うよう要請する。

(6) - 9 犯罪の予防・取締り

県警察は、混乱に乗じて発生が予想される各種犯罪を防止するため、犯罪情報の集約に努め、広報啓発活動を推進するとともに、悪質な事犯に対する取締りを徹底する。

(6) - 10 埋葬・火葬の特例等（県内感染拡大期）

- ① 県は、国の要請を受け、市町村に対し、火葬場の経営者に可能な限り火葬炉を稼働させるよう、要請する。
- ② 県は、国の要請を受け、市町村に対し、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保するよう要請する。
- ③ 新型インフルエンザ等緊急事態において埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難となった場合、緊急の必要があると認めるときは、当該市町村長以外の市町村長による埋葬又は火葬の許可等の手続について特例を国が定めるため、県は、これを市町村へ周知する。

④ 県は、遺体の埋葬及び火葬について、墓地、火葬場等に関連する情報を広域的かつ速やかに収集し、遺体の搬送の手配等を実施する。

**(6) - 1 1 国が行う措置の周知（県内感染拡大期）**

県は、国が行う新型インフルエンザ等の患者の権利利益の保全等、新型インフルエンザ等緊急事態に関する政府関係金融機関等の融資、金銭債務の支払猶予等、通貨及び金融の安定に関する措置を行ったときは、必要に応じ、その旨を周知する。

**(6) - 1 2 業務の再開（小康期）**

① 事業者に対し、各地域の感染動向を踏まえつつ、事業継続に不可欠な重要業務への重点化のために縮小・中止していた業務を再開しても差し支えない旨周知する。

② 指定地方公共機関及び登録事業者に対し、これまでの被害状況等の確認を要請するとともに、流行の第二波に備え、事業を継続していくことができるよう、必要な支援を行う。

**(6) - 1 3 新型インフルエンザ等緊急事態措置の縮小・中止（小康期）**

市町村、指定地方公共機関等とともに、国と連携し、県内の状況等を踏まえ、対策の合理性が認められなくなった場合には、新型インフルエンザ等緊急事態措置を縮小・中止する。

## 第3章 各発生段階における対策

未発生期(国内外ともに、新型インフルエンザ等による感染被害が発生していない状態)においては、平常時の対策として、医薬品の備蓄、検査体制の整備、情報収集等、発生時に備えた体制整備を行う。

新型インフルエンザ等が発生した場合、国は政府行動計画に基づき「基本的対処方針」を作成することとなっている。発生段階ごとの対策はあくまでも目安であり、必要な対策を柔軟に選択し、実施する。

対策の実施や縮小・中止時期については、国の基本的対処方針をもとに、各ガイドライン等を参考に判断する。

また、個別の対策について、国から別途の要請があった場合には、これに協力する。埼玉県の発生段階ごとの対策の概要は次のとおりである。この県計画を踏まえ、町の発生段階別の対策を第1節から第7節に定める。

## 埼玉県の発生段階ごとの対策の概要

	1 未発生期	2 海外発生期	3 国内発生期	4 県内発生早期	5 県内感染拡大期	6 小康期
発生状況	海外を含め発生していない	海外で発生	国内で発生（県内は未発生）	県内で発生（患者の接触歴を把握）	県内でまん延（接触歴を把握できない）	患者発生が減少
対策の目的	・発生に備え体制の整備	・国内発生に備えた体制の整備	・県内発生に備えた体制の整備	・感染拡大の抑制 ・感染拡大に備えた体制の整備	・医療体制の維持 ・健康被害を抑制 ・社会・経済への影響の抑制	・生活・経済の回復 ・流行の第二波へ備え
実施体制		県対策本部の設置（政府の基本的対処方針に基づき対応）				県対策本部の廃止
		国が緊急事態宣言（市町村対策本部の設置）				
サーベイランス・情報収集	インフルエンザ・サーベイランス（発生状況の監視）					
		サーベイランスの強化（全数把握開始）			全数把握中止	
		学校等の集団発生状況の把握				
情報提供・共有	電話相談窓口の設置					
	知事コメント等により注意喚起・情報提供					
まん延防止・予防	特定接種（医療従事者等への先行的接種）					
	住民接種（全国民を対象に市町村が実施）					
	不要不急の外出自粛要請、学校等施設の使用制限					
医療	抗ウイルス薬等の備蓄、安定供給の確保				備蓄した抗ウイルス薬の供給	
	専用外来における医療提供、入院措置					
	医療等の実施の要請・指示					
	指定地方公共機関の指定、業務計画策定					臨時の医療施設の設置
県民生活及び県民経済の安定の確保	指定地方公共機関等の業務継続					
	緊急物資の運送等の要請・指示					
	特定物資の売渡しの要請・収用					

## 第 1 節 未発生期における対策

未発生期	海外発生期	国内発生期	県内発生早期	県内(町内) 感染拡大期	小康期
------	-------	-------	--------	-----------------	-----

未発生期とは、

国内、国外とも新型インフルエンザ等が発生していない状態

(海外において、鳥類等の動物のインフルエンザウイルスが人に感染する例が散発的に発生しているが、人から人への持続的な感染はみられていない状況)

### ■目的■

発生に備えて体制の整備を行う。

### 【対策推進の基本方針】

新型インフルエンザ等の発生時期を予測することは不可能であるため、未発生期において、常に新型インフルエンザ等が発生する可能性があることを念頭に、日頃から着実に体制整備を進め、その後も実施体制の維持と継続的改善、町民等に対する普及啓発及び情報提供のあり方等についても十分に留意する。

## 1

### 実施体制

#### (1) 行動計画の作成

- ・ 特措法の規定に基づき、政府行動計画及び県行動計画等を踏まえ、発生前から、新型インフルエンザ等の発生に備えた行動計画・業務継続計画を策定し、必要に応じて見直していく。

#### (2) 体制の整備及び近隣市町等との連携強化

- ・ 県、他の市町等と相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平素から情報交換、連携体制の確認、訓練を実施する。
- ・ 町は取り組み体制の整備・強化するため、発生時に備えた庁内各担当のマニュアル等を策定する。

## 2

## 情報の収集・提供及び共有

## (1) 継続的な情報提供

- ・町は、新型インフルエンザ等に関する基本的な情報や発生した場合の対策について、各種媒体を利用し、継続的に分かりやすい情報提供を行う。
- ・町は、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい等季節性インフルエンザに対しても実施すべき個人レベルの感染対策の普及を図る。

## (2) 体制整備等

- ・新型インフルエンザ等発生時に、発生状況に応じた町民への情報提供の内容や、媒体等について検討を行い、あらかじめ想定できるものについては決定しておく。
- ・一元的な情報提供を行うため、情報を集約して分かりやすく継続的に提供する体制を構築する。広報担当者の下に情報提供チームを設置し、適時適切に情報を共有する。
- ・県や関係機関等とメールや電話を活用して、緊急に情報を提供できる体制を構築する。
- ・新型インフルエンザ等発生時に町民から相談に応じるため、町は相談窓口等を設置する準備を進める。
- ・町は、発生前から情報収集・情報提供体制を整備し、国及び県が発信する情報を入手することに努める。また、関係部局間での情報共有体制を整備する。

## 3

## 予防・まん延防止

## 個人における対策の普及

- ・町は、手洗い・うがい、マスク着用、咳エチケット、人ごみを避ける等の基本的な感染対策を町民に周知し、理解促進を図る。
- ・町民に対し、県が発信する新型インフルエンザ等緊急事態における不要不急の外出の自粛要請の感染対策について理解促進を図る。

## 4

## 予防接種

## 《 特定接種 》

## 特定接種の実施体制の整備

- ・国の要請に基づき、地方公務員に対する特定接種（特措法第 28 条の規定に基づき、予防接種法第 6 条第 1 項による予防接種とみなす。）について、新型イン

フルエンザ等発生時に速やかに接種できる体制を整備する。

## 《 住民接種 》

### (1) 住民接種の接種体制の整備

- ・ 県、医師会等と連携し、新型インフルエンザ等発生時に住民接種を迅速に接種できる体制を整備する。
  - ア 医師、看護師、受付担当等の医療従事者等の確保
  - イ 接種場所の確保（医療機関、保健センター、学校等）
  - ウ 接種に要する器具等の確保
  - エ 接種に関する住民への周知方法
- ・ 国や県の協力を得て、住民接種を円滑に実施するために、あらかじめ市町間等で広域的な協定を締結するなど、居住する町以外の市町における接種も可能となるよう努める。

### (2) 予防接種に関する住民の理解促進を図る。

- ・ 新型インフルエンザ等対策における予防接種の意義や供給・接種体制、接種対象者や接種順位のあり方といった基本的な情報を積極的に提供し、住民等の理解促進を図る。

## 5

## 町民の生活及び地域経済の安定の確保

### (1) 業務計画の策定促進

- ・ 新型インフルエンザ等発生に備え、業務継続計画を策定する。

### (2) 要援護者の把握の支援内容の検討

- ・ 要援護者の把握を行い、要援護者の登録状況を分析し、必要な支援内容、協力者への依頼内容を検討する。
- ・ 特に、流行時における住民支援のあり方を検討する。特に、在宅の高齢者、障がい者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問看護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について、要援護者の把握とともに、必要となる生活支援を検討し、あらかじめ具体的手続を決定しておく。

### (3) 火葬能力等の把握

- ・ 県及び一部事務組合と連携し、火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等についての把握・検討を行い、火葬又は埋葬を円滑に行うための体制を整備する。

#### (4) 物資及び資材の備蓄等

- ・ 新型インフルエンザ等対策に必要な物資及び資材を備蓄、点検し、または施設及び設備を整備、点検する。この場合、特措法第11条により、災害対策用の備蓄物資等との兼用も十分に検討しておく。
- ・ 町は町民に対し、家庭における対策として、最低限（2週間程度）の食料品・生活必需品等の備蓄について推奨する。

## 第2節 海外発生期における対策

未発生期	海外発生期	国内発生期	県内発生 早期	県内(町内) 感染拡大期	小康期
------	-------	-------	------------	-----------------	-----

海外発生期とは、

- ・ 海外で新型インフルエンザ等が発生した状態
- ・ 国内では新型インフルエンザ等の患者は発生していない状態
- ・ 海外においては、発生国・地域が限定的な場合、流行が複数の国・地域に拡大している場合等、様々な状況

### ■目的■

国内発生に備えて体制の整備を行う。

### 【対策推進の基本方針】

海外発生期の段階では、新たに発生した新型インフルエンザウイルス等の病原性や感染力等が判明していない可能性が高く、その場合は原則的には病原性が高い想定で対策を選択する。一方、既に判明している場合は、政府対策本部が決定する初動の基本的対処方針等を踏まえつつ、県が実施する必要な対策を選択する。

なお、インフルエンザ(H1N1)2009の事例では、WHOのフェーズ4宣言から国内発生までの期間は18日、県内発生までは49日であったことから、海外発生期における対策は迅速性が特に重要となる。

## 1

### 実施体制

#### (1) 「新型インフルエンザ等対策検討委員会」の設置

- ・ 県対策本部が設置された場合、「町新型インフルエンザ等対策検討委員会」を開催し、国、県の対応方針等について庁内の情報共有を図り、今後の町の対応方針等を協議する。

#### (2) 地域別対策会議等へ参加

- ・ 県保健所が開催する地域別対策会議等に参加し、新型インフルエンザ等に関する情報の共有、海外発生期における県対策を把握する。

## 2

## 情報の収集・提供及び共有

## (1) 情報の収集

- ・町は、国及び県が発信する情報を入手する。

## (2) 町民への情報提供

- ・海外における新型インフルエンザ等の発生状況、県、町の対策、国内・県内で発生した場合に必要な取組等に関する情報をわかりやすく提供する。
- ・情報入手が困難なことが予想される外国人や視聴覚障がい者等の情報弱者に対して、受取手に応じた情報提供に努める。
- ・個人レベルでの感染対策や、り患した場合の対応（受診方法等）等を周知するとともに、患者への偏見や差別が生じないよう啓発する。
- ・広報担当者を中心に、ホームページ、広報、相談窓口を通して、地域の感染状況等、情報を提供する。

## (3) 「新型インフルエンザ等相談窓口」の設置

- ・保健センターに、町民からの問い合わせに対応できる新型インフルエンザ等相談窓口を設置し、国が配布するQ&A等を参考に適切な情報提供を行う。
- ・県に設置される「新型インフルエンザ等電話相談窓口」について、広報、ホームページ等で周知する。

## 3

## 予防・まん延防止

## (1) 個人における対策の継続

- ・未発生期に引き続き、手洗い、咳エチケット等の基本的な感染対策の普及、自らがり患した場合の対応についての理解促進を図る。

## (2) まん延防止策の準備

- ・県と連携し、新型インフルエンザ等発生時、不要不急の外出自粛や学校・保育施設等の臨時休業等の対策が実施される場合があることについて町民に周知を図り、理解を得る。

## 4

## 予防接種

## 《 特定接種 》

## 国の方針に基づく特定接種

- ・国が示す方針等に基づき、医師会等と連携の上、集団的接種を行うことを基本として、本人の同意を得て、対象職員に対し迅速に特定接種を進める。

## 《 住民接種 》

## (1) 住民接種の開始に備えた準備

- ・町は、国及び県と連携して、特措法第46条に基づく住民に対する予防接種又は予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種の接種体制の準備を行う。

## (2) 具体的な準備と住民への周知

- ・市町村は、国の要請により、全住民が速やかに接種できるよう集団的な接種を行うことを基本として、事前に町行動計画において定めた接種体制に基づき、具体的な接種体制の構築の準備を進める。
- ・ワクチンの種類、有効性や安全性、接種対象者や優先順位、接種体制といった具体的な情報を提供し、住民等の理解促進を図る。

## 5

## 町民の生活及び地域経済の安定の確保

## (1) 事業継続に向けた準備

- ・今後の流行状況を踏まえつつ、業務継続計画に基づいて適切に対応できるよう準備する。

## (2) 要援護者の把握の支援内容の検討

- ・引き続き要援護者の把握を行い、検討した計画の確認を行う。

## (3) 遺体の火葬・安置

- ・県及び一部事務組合と連携し、火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等についての把握・検討を行い、火葬又は埋葬を円滑に行うための体制等について、再確認を行う。

## 第3節 国内発生期における対策

未発生期	海外発生期	国内発生期	県内発生 早期	県内(町内) 感染拡大期	小康期
------	-------	-------	------------	-----------------	-----

国内発生期とは、

埼玉県以外の国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生した状態

### ■目的■

県内発生に備えて体制の整備を強化する。

【対策推進の基本方針】 町は、県の方針に準じる。

- 1) 国内で発生した場合の状況等により国が新型インフルエンザ等緊急事態宣言を行った場合には、積極的な感染対策等をとる。
- 2) 医療体制や感染対策について周知し、町民一人一人がとるべき行動について十分な理解を得るため、町民への積極的な情報提供を行う。
- 3) 県内での発生及び県内発生早期への移行に備えて、町民生活及び町民経済の安定の確保のための準備等、感染拡大に備えた体制の整備を急ぐ。
- 4) 住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合はできるだけ速やかに実施する。

## 1

### 実施体制

#### (1) 「新型インフルエンザ等対策検討委員会」の開催

- ・ 政府対策本部が基本的対処方針を変更し、国内発生期に入った旨及び国内発生期の対処方針を公示したときは、「町新型インフルエンザ等対策検討委員会」を開催し、県の対応方針等をもとに、今後の町の対応方針を協議する。

#### (2) 「地域別対策会議」に参加

- ・ 県保健所が行う「地域別対策会議」に参加し、地域関係者と綿密に連携を図りながら、地域の実情に応じた新型インフルエンザ等対策について協議する。

#### (3) 職員の配備体制

- ・ 町職員の配備体制は、宮代町新型インフルエンザ等対策行動計画実施マニュアルに基づき、発生状況等の情報収集等に必要な業務を行うための最小限の人員を配備体制とし、情報の収集及び県内発生や緊急事態措置に備えた必要な対策等を実施する。

**緊急事態宣言時**

町対策本部を設置する。

- ・埼玉県を区域とする緊急事態宣言がされた場合は、速やかに町対策本部を設置し、町行動計画に基づき、町の対策等を決定し、必要な措置を実施する。

**2****情報の収集・提供及び共有****(1) 情報の収集**

- ・町は、国及び県が発信する情報を入手する。

**(2) 町民への情報提供**

- ・国内における新型インフルエンザ等の発生状況、県、町の対策、国内・県内で発生した場合に必要な取組等に関する情報をわかりやすく提供する。
- ・情報入手が困難なことが予想される外国人や視聴覚障がい者等の情報弱者に対して、受取手に応じた情報提供に努める。
- ・個人レベルでの感染対策や、り患した場合の対応（受診方法等）等を周知するとともに、患者への偏見や差別が生じないよう啓発する。
- ・広報担当者を中心に、ホームページ、広報、相談窓口を通して、地域の感染状況等、情報を提供する。

**(3) 「新型インフルエンザ等相談窓口」の設置**

- ・保健センターに、町民からの問い合わせに対応できる新型インフルエンザ等相談窓口を設置し、国が配布するQ&A等を参考に適切な情報提供を行う。県に設置される「新型インフルエンザ等電話相談窓口」について、広報、ホームページ等で周知する。

**3****予防・まん延防止****(1) 個人における対策の継続**

- ・海外発生期に引き続き、手洗い、咳エチケット等の基本的な感染対策の普及、自らがり患した場合の対応についての理解促進を図る。

## (2) 地域対策・職場対策

- ・町民、事業所、福祉施設等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避けること、時差出勤の実施等の基本的な感染対策等を勧奨する。また、事業所に対し、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理・受診の勧奨を要請する。
- ・事業者に対し、職場における感染予防策の徹底を要請する。
- ・学校、保育施設、事業所等においても、個人における対策のほか、季節性インフルエンザ対策として実施されている職場における感染対策を徹底して行うよう周知する。また、新型インフルエンザ等緊急事態においては、これらの措置に加えて、必要に応じ、県が実施する不要不急の外出自粛や施設の使用制限の要請等に協力する。

## (3) まん延防止策の準備

- ・県と連携し、新型インフルエンザ等発生時、不要不急の外出自粛や学校・保育施設等の臨時休業等の対策が実施される場合があることについて町民に周知を図り、理解を得る。

# 4

## 予防接種

### (1) 国の方針に基づく特定接種

- ・国が示す方針等に基づき、医師会等と連携の上、集団的接種を行うことを基本として、本人の同意を得て、対象職員に対し引き続き特定接種を進める。

### (2) 国の方針に基づく住民接種

- ・ワクチンが供給され次第、関係者の協力を得て、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を開始する。
- ・個人の意思に基づく接種であるが、接種を勧奨し、必要な情報を積極的に提供する。
- ・実施にあたり、国及び県と連携し、保健センター、学校など公的な施設を活用するか、医療機関に委託すること等により接種会場を確保し、原則として町内に居住する者を対象に集団的接種を行う。

### (3) 予防接種に関する住民の理解促進

- ・ワクチンの種類、有効性や安全性、接種対象者や優先順位、接種体制といった具体的な情報を提供し、住民等の理解促進を図る。

**埼玉県を区域とする緊急事態宣言時**

国及び県と連携し、接種会場を確保し住民接種を実施するが、緊急事態宣言が行われた場合、住民接種は、特措法第 46 条に基づき、予防接種法第 6 条第 1 項に定める臨時接種を実施する。

**以下の県の措置に対し、町は協力する。**

## 参考：埼玉県新型インフルエンザ行動計画（P 57～58）

## （４）－４ 緊急事態宣言がされている場合の措置

本県を区域として緊急事態宣言がされているときは、基本的対処方針に基づき、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。

① 知事は、新型インフルエンザ等緊急事態においては、基本的対処方針に基づき、必要に応じ、以下の措置を講じる。

- ・ 特措法第45条第1項に基づき、県民に対し、潜伏期間や治癒までの期間を踏まえて期間を定めて、生活の維持に必要な場合を除きみだりに外出しないことや基本的な感染対策の徹底を要請する。対象となる区域については、人の移動の実態（鉄道網、通勤・通学圏、商業圏域等）等の地域的な一体性を踏まえて、まん延防止に効果があると考えられる区域（市町村単位、県内のブロック単位）とすることが考えられる。

ただし、医療機関への通院、食料の買い出し、職場への出勤など、生活の維持のために必要な外出は、自粛の要請の対象から除く。

- ・ 特措法第45条第2項に基づき、学校、保育所等（特措法施行令第11条に定める施設に限る。）に対し、期間を定めて、施設の使用制限（臨時休業や入学試験の延期等）の要請を行う。要請に応じず、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、県民の生命・健康の保護、県民生活・県民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第45条第3項に基づき、指示を行う。

特措法第45条に基づき、要請・指示を行った際には、その施設名を公表する。

- ・ 特措法第24条第9項に基づき、学校、保育所等以外の施設について、職場も含め感染対策の徹底の要請を行う。特措法第24条第9項の要請に応じず、公衆衛生上の問題が生じていると判断された施設（特措法施行令第11条に定める施設に限る。）に対し、特措法第45条第2項に基づき、施設の使用制限又は基本的な感染対策の徹底の要請を行う。特措法第45条第2項の要請に応じず、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、県民の生命・健康の保護、県民生活・県民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第45条第3項に基づき、指示を行う。

特措法第45条に基づき、要請・指示を行った際には、その施設名を公表する。

- ② 県は、公共交通機関については、特措法第45条の施設制限対象とはしていないが、適切な運送を図る観点から、当該感染症の症状のある者が乗車しないことや、マスク着用等咳エチケットの徹底、時差出勤や自転車等の活用、不要不急の利用の抑制の呼び掛けを行う。

## 5

## 町民の生活及び地域経済の安定の確保

## (1) 事業継続に向けた準備

- ・流行状況等を踏まえつつ、業務継続計画に基づいて適切に対応できるよう準備する。

## (2) 生活関連物資等の価格の安定等

- ・町は、県とともに、町民生活及び町民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。
- ・町は、県とともに、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、町民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、町民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。

## (3) 要援護者への生活支援

- ・町は、食料品・生活必需品等の供給状況に応じ、町民に対する食料品・生活必需品等の確保を行う。
- ・特に、新型インフルエンザ等により患し在宅で療養する場合に支援が必要な患者について患者や医療機関から要請があった場合には、町は、国・県と連携し必要な支援（見回り・食事の提供・医療機関への移送）を行う。

## (4) 遺体の火葬・安置

- ・火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう、広域利根斎場組合及び近隣市町と協議する。併せて遺体の保存作業に必要となる人員の確保について準備を進める。
- ・町は、県と連携して確保した手袋、不織布製マスク、非透過性納体袋等を、地域内における新型インフルエンザ等の発生状況を踏まえ、遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者の手に渡るよう調整する。また、遺体の配送作業及び火葬作業に従事する者と連携し、遺体の保存を適切に行い、円滑な火葬が実施できるよう努める。

### 埼玉県を区域とする緊急事態宣言時

#### ①水の安定供給

水道の消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態においての水の安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

#### ②生活関連物資等の価格の安定

県と共に、生活関連物資等の価格高騰、買占め、売惜しみ等が生じることのないよう周知を行うとともに、必要に応じて、関係事業者団体等に対して物資の供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。

生活関連物資の供給状況や価格の動向などについて、住民へ情報提供するとともに、必要に応じて、相談窓口等の拡充を図る。

## 第4節 県内発生早期における対策

未発生期	海外発生期	国内発生期	県内発生 早期	県内(町内) 感染拡大期	小康期
------	-------	-------	------------	-----------------	-----

県内発生早期とは、

県内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態

### ■目的■

- 1) 県内での感染拡大をできる限り抑える。
- 2) 患者に適切な医療を提供する。
- 3) 感染拡大に備え、体制を整備する。

【対策推進の基本方針】 町は、県の計画に準じる。

- 1) 感染拡大を止めることは困難であるが、県内発生の早期には積極的な感染拡大防止策を講じる。
- 2) 医療体制や感染対策、ワクチン接種、社会・経済活動の状況等について周知し、町民一人一人がとるべき行動について分かりやすく説明するため、積極的な情報提供を行う。
- 3) 県内発生早期の新型インフルエンザ等患者への医療提供・相談体制を確実に運営し必要な患者が適切な医療を受けられるようにし健康被害を最小限にとどめる。
- 4) 欠勤者の増大が予測されるが、町民生活・町民経済の影響を最小限に抑えるため必要なライフライン等の事業活動を継続する。また、その他の社会活動をできる限り継続する。
- 5) 感染の拡大に備え、医療体制の確保、町民生活及び町民経済の安定の確保のための準備などの体制整備を進める。
- 6) 住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合は、できるだけ速やかに実施する。
- 7) 状況の進展に応じて、必要性の低下した対策の縮小・中止を図る。

### (1) 実施体制の強化等

- ・政府対策本部が基本的対処方針を変更し、国内発生早期に入った旨及び県内発生早期の対処方針を公示したときは、「町新型インフルエンザ対策検討委員会」を開催し、県の対応方針等をもとに、今後の町の対応方針を協議する。

### (2) 「地域別対策会議」に参加

- ・県保健所が行う「地域別対策会議」に参加し、地域関係者と綿密に連携を図りながら、地域の実情に応じた医療体制の整備などについて協議する。

### (3) 職員の配備体制

- ・町職員の配備体制は、宮代町新型インフルエンザ等対策行動計画実施マニュアルに基づき全ての人員を配備する非常体制とし、必要な県内発生早期の対策又は緊急事態措置を実施する。

#### 埼玉県を区域とする緊急事態宣言時

緊急事態宣言がされているときは、基本的対処方針に基づき、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。

- ① 町は、緊急事態宣言がされたときは、特措法第 34 条に基づき市町村対策本部を直ちに設置する。
- ② 県又は町が新型インフルエンザ等のまん延により緊急事態措置を行うことができなくなった場合においては、特措法の規定に基づく他の地方公共団体による代行、応援等の措置の活用を行う。
- ③ 町対策本部は、政府対策本部及び県対策本部と相互に緊密な連携を図りつつ新型インフルエンザ等対策を総合的に推進することとし、県対策本部長からの要請があった場合にはその要請の趣旨を尊重し、必要があれば速やかに所要の総合調整を行う。  
また、状況によっては、町対策本部長から県対策本部長に対して総合調整を行うよう要請する。
- ④ 町対策本部は、政府対策本部、県対策本部と相互に緊密な連携を図りつつ新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。また、必要に応じて県対策本部長に対して総合調整を行うよう要請する。

## 2

## 情報の収集・提供及び共有

## (1) 情報の収集

- ・町は、国及び県が発信する情報を入手する。

## (2) 情報提供

- ・国内、県内外の流行状況や具体的な対策、社会・経済活動の状況等の情報をわかりやすく提供する。
- ・情報入手が困難なことが予想される外国人や視聴覚障がい者等の情報弱者に対して受取手に応じた情報提供に努める。
- ・個人レベルでの感染対策や、り患した場合の対応（受診方法等）等を周知するとともに、患者への偏見や差別が生じないよう啓発する。
- ・地域内の流行状況を、広報、ホームページ、相談窓口を通じてわかりやすく町民に提供する。

## (3) 相談窓口の継続

- ・保健センターに、町民からの問い合わせ対応できる新型インフルエンザ等相談窓口を設置し、国が配布するQ&A等を参考に適切な情報提供を行う。
- ・県に設置される「新型インフルエンザ等電話相談窓口」での相談体制に見直しが行われた場合に、広報、ホームページ等で周知する。

## 3

## 予防・まん延防止

## (1) 個人における対策の継続

- ・国内発生期に引き続き、手洗い、咳エチケット等の基本的な感染対策の勧奨、自らがり患した場合の対応についての情報提供を行う。

## (2) まん延防止策の実施

- ・町は、県の計画に基づき要請があった場合は住民・事業者等に次の要請を行う。

参考：埼玉県新型インフルエンザ行動計画（P65）

- ① 県は、保健所設置市とともに、市町村、業界団体等を経由し、または直接住民、事業者等に対して次の要請を行う。
- ・ 住民、事業所、福祉施設等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避けること、時差出勤の実施等の基本的な感染対策等を勧奨する。また、事業所に対し、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理・受診の勧奨を要請する。
  - ・ 事業者に対し、職場における感染対策の徹底を要請する。
  - ・ ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、必要に応じて、学校・保育施設等における感染対策の実施に資する目安を示すとともに、学校保健安全法等に基づく臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）を適切に行うよう学校・保育施設等の設置者に要請する。
 

学校に通う患者については、校長が出席停止の期間の基準に沿って、学校医その他の医師に意見を聞き、出席停止の指示をする。

また、保育施設等に通う患者については、一定期間自宅待機（出席停止）とするよう要請する。
  - ・ 公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼び掛けなど適切な感染対策を講ずるよう要請する。
- ② 県は、関係機関に対し、病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染対策を強化するよう引き続き要請する。

4

予防接種

（１）国の方針に基づく住民接種

- ・ 国内発生期に引き続き、関係者の協力を得て、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進める。

（２）予防接種に関する住民の理解促進

- ・ ワクチンの種類、有効性や安全性、接種対象者や優先順位、接種体制といった具体的な情報を提供し、住民等の理解促進を図る。
- ・ 個人の意思に基づく接種であるが、接種を勧奨し、必要な情報を積極的に提供する。
- ・ 町民からの、予防接種に関する基本的な相談に応じる。

### 緊急事態宣言時

国及び県と連携し、接種会場を確保し住民接種を実施するが、緊急事態宣言が行われた場合、住民接種は、特措法第46条に基づき、予防接種法第6条第1項に定める臨時接種を実施する。

**以下の県の措置に対し、町は協力する。**

#### 参考：埼玉県新型インフルエンザ行動計画（P57～58）

##### （4）－4 緊急事態宣言がされている場合の措置

本県を区域として緊急事態宣言がされているときは、基本的対処方針に基づき、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。

- ① 知事は、新型インフルエンザ等緊急事態においては、基本的対処方針に基づき、必要に応じ、以下の措置を講じる。
  - ・ 特措法第45条第1項に基づき、県民に対し、潜伏期間や治癒までの期間を踏えて期間を定めて、生活の維持に必要な場合を除きみだりに外出しないことや基本的な感染対策の徹底を要請する。対象となる区域については、人の移動の実態（鉄道網、通勤・通学圏、商業圏域等）等の地域的な一体性を踏まえて、まん延防止に効果があると考えられる区域（市町村単位、県内のブロック単位）とすることが考えられる。
 

ただし、医療機関への通院、食料の買い出し、職場への出勤など、生活の維持のために必要な外出は、自粛の要請の対象から除く。
  - ・ 特措法第45条第2項に基づき、学校、保育所等（特措法施行令第11条に定める施設に限る。）に対し、期間を定めて、施設の使用制限（臨時休業や入学試験の延期等）の要請を行う。要請に応じず、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、県民の生命・健康の保護、県民生活・県民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第45条第3項に基づき、指示を行う。
 

特措法第45条に基づき、要請・指示を行った際には、その施設名を公表する。
  - ・ 特措法第24条第9項に基づき、学校、保育所等以外の施設について、職場も含め感染対策の徹底の要請を行う。特措法第24条第9項の要請に応じず、公衆衛生上の問題が生じていると判断された施設（特措法施行令第11条に定める施設に限る。）に対し、特措法第45条第2項に基づき、施設の使用制限又は基本的な感染対策の徹底の要請を行う。特措法第45条第2項の要請に応じず、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、県民の生命・健康の保護、県民生活・県民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第45条第3項に基づき、指示を行う。特措法第45条に基づき、要請・指示を行った際には、その施設名を公表する。

- ② 県は、公共交通機関については、特措法第45条の施設制限対象とはしていないが、適切な運送を図る観点から、当該感染症の症状のある者が乗車しないことや、マスク着用等咳エチケットの徹底、時差出勤や自転車等の活用、不要不急の利用の抑制の呼び掛けを行う。

## 5

## 町民の生活及び地域経済の安定の確保

## (1) 在宅で療養する患者への支援

- ・町は県と連携し、関係団体と協力しながら、患者や医療機関から要請があった場合には、在宅で療養する新型インフルエンザ等患者への支援(見回り、食事の提供、医療機関への移送)や自宅で死亡した患者への対応にかかる準備を行う。

## (2) 要援護者への支援

- ・町は、食料品・生活必需品等の供給状況に応じ、町民に対する食料品・生活必需品等の確保を行い、配分・配布の検討等を行う。

## (3) 遺体の火葬・安置の対策

- ・遺体の搬送及び火葬について、円滑に実施できるよう努める。
- ・火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保について調整し、臨時遺体安置所を設ける。また、遺体の保存作業のために必要となる人員を配置する。
- ・臨時遺体安置所が収容能力を超える事態となった場合には、安置所の拡充について早急に措置を講じる。
- ・広域利根斎場組合の他近隣市町と協議し、連携をはかる。

**緊急事態宣言時****①水の安定供給**

- ・ 町は、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講じる。

**②生活関連物資等の価格の安定**

- ・ 町は、町民の生活及び経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、国及び県と連携して生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め、売惜しみ等が生じることのないよう周知を行うとともに、必要に応じて、関係事業者団体等に対して物資の供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。
- ・ 生活関連物資の供給状況や価格の動向等について、住民へ情報提供するとともに、必要に応じて、相談窓口等の拡充を図る。

**③要援護者に対する生活支援**

- ・ 町は、国の要請に応じて、在宅の高齢者、障がい者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行う。

## 第5節 県内（町内）感染拡大期における対策

未発生期	海外発生期	国内発生期	県内発生 早期	県内（町内） 感染拡大期	小康期
------	-------	-------	------------	-----------------	-----

県内（町内）感染拡大期とは、

県内（町内）で新型インフルエンザ等の感染被害が拡大し、患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態

（感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。）

### ■目的■

- 1) 医療体制を維持する。
- 2) 健康被害を最小限に抑える。
- 3) 町民生活・町民経済への影響を最小限に抑える。

【対策推進の基本方針】 町は、県の方針に準じる。

- 1) 感染拡大を止めることは困難であり、対策の主眼を、早期の積極的な感染拡大防止策から被害軽減に切り替える。
- 2) 県内での発生の状況に応じ、実施すべき対策の判断を行う。
- 3) 医療体制や感染対策、ワクチン接種、社会・経済活動の状況等について周知し、町民一人一人がとるべき行動について分かりやすく説明するため、積極的な情報提供を行う。
- 4) 流行のピーク時の入院患者や重症者の数をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減する。
- 5) 医療体制の維持に全力を尽くし、必要な患者が適切な医療を受けられるようにし健康被害を最小限にとどめる。
- 6) 欠勤者の増大が予測されるが、町民生活・町民経済の影響を最小限に抑えるため必要なライフライン等の事業活動を継続する。また、その他の社会活動をできる限り継続する。
- 7) 受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制への負荷を軽減するため、住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合は、できるだけ速やかに実施する。
- 8) 状況の進展に応じて、必要性の低下した対策の縮小・中止を図る。

## 1

## 実施体制

## (1) 実施体制の強化等

- ・ 県が感染拡大期に移行した場合、町も速やかに感染拡大期に移行し、直ちに町新型インフルエンザ検討委員会を開催し、全庁一体となった対策を推進する。

## (2) 「地域別対策会議」に参加

- ・ 県保健所が行う「地域別対策会議」に参加し、地域関係者と綿密に連携を図りながら、地域の実情に応じた新型インフルエンザ等対策について協議する。

## (3) 職員の配備体制

- ・ 町職員の配備体制は、宮代町新型インフルエンザ等対策行動計画実施マニュアルに基づき、新型インフルエンザ等に対応する全ての人員を配備する非常態勢とし、必要な対策等を実施する。

**緊急事態宣言時**

- ①町は、緊急事態宣言がされたときは、特措法第 34 条に基づき町対策本部を直ちに設置する。
- ②町は、新型インフルエンザ等のまん延により緊急事態措置を行うことが出来なくなった場合には、特措法の規定に基づく他の地方公共団体による代行、応援等の措置の活用を行う。
- ③町は、県対策本部と相互に緊密な連携を図りつつ、町だけで対応できない事態においては、県対策本部へ要請を行う。
- ④町対策本部は、政府対策本部、県対策本部と相互に緊密な連携を図りつつ新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。また、必要に応じて県対策本部長に対して総合調整を行うよう要請する。

## 2

## 情報の収集・提供及び共有

## (1) 情報の収集

- ・ 町は、国及び県が発信する情報を入手する。

## (2) 情報提供

- ・ 国内、県内外の流行状況や具体的な対策、社会・経済活動等の情報をわかりやすく提供する。

- ・ 情報入手が困難なことが予想される外国人や視聴覚障がい者等の情報弱者に対して、受取手に応じた情報提供に努める。
- ・ 個人レベルでの感染対策や、り患した場合の対応（受診方法等）等を周知するとともに、患者への偏見や差別が生じないよう啓発する。
- ・ 地域内の新型インフルエンザ等の感染症発生状況について、広報、ホームページを通じてわかりやすく町民に提供する。

### （３）相談窓口の継続

- ・ 県に設置される「新型インフルエンザ等電話相談窓口」での相談体制に見直しが行われた場合に、広報、ホームページ等で周知する。
- ・ 引き続き保健センターにおいて相談窓口を設置し、町民からの問い合わせに対応する。流行状況や相談件数等に応じ、相談窓口の受付時間や人員体制等の見直し（休止【廃止】を含む。）を行う。
- ・ 国のQ&Aの改訂版を熟知し、相談に対応する。

## 3

### 予防・まん延防止

#### （１）個人における対策の継続

- ・ 県内発生早期に引き続き、手洗い、咳エチケット等の基本的な感染対策の普及、自らがり患した場合の対応についての情報提供を行う。

#### （２）まん延防止策の実施

- ・ 次の県計画に町は協力する。

参考：埼玉県新型インフルエンザ行動計画（P 7 4）

#### （４）－ 1 県内でのまん延防止対策

- ① 県は、市町村、業界団体等を経由し、または直接住民、事業者等に対して次の要請を行う。
  - ・ 住民、事業所、福祉施設等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避けること、時差出勤の実施等の基本的な感染対策等を勧奨する。また、事業所に対し、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理・受診の勧奨を要請する。
  - ・ 事業者に対し、職場における感染対策の徹底を要請する。
  - ・ ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、必要に応じて、学校・保育施設等における感染対策の実施に資する目安を示すとともに、学校保健安全法等に基づく臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）を適切に行うよう学校・保育施設等の設置者に要請する。学校に通う患者については、校長が出席停止の期間の基準に沿って、学校医その他

の医師に意見を聞き、出席停止の指示をする。

また、保育施設等に通う患者については、一定期間自宅待機（出席停止）とするよう要請する。

公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼び掛けなど適切な感染対策を講ずるよう要請する。

- ② 県は、関係機関に対し、病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染対策を強化するよう引き続き要請する。
- ③ 県は、国と連携し医療機関に対し、県内感染拡大期となった場合は患者の治療を優先することから、患者との濃厚接触者（同居者を除く。）への抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を原則として見合わせるよう要請するとともに、患者の同居者に対する予防投与については、その期待される効果を評価した上で継続の有無を決定する。
- ④ 県は、県内感染拡大期となった場合は、患者の濃厚接触者を特定しての措置（外出自粛要請、健康観察等）は中止する。

**4 予防接種**

《 住民接種 》

(1) 国の方針に基づく住民接種

- ・流行の第二波に備え、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進める。

(2) 予防接種に関する住民の理解促進

- ・住民等の理解促進を図るとともに、必要な情報提供を行う。
- ・ワクチンの種類、有効性や安全性、接種対象者や優先順位、接種体制といった具体的な情報を提供し、住民等の理解促進を図る。
- ・個人の意思に基づく接種であるが、接種を勧奨し、必要な情報を積極的に提供する。
- ・町民からの、予防接種に関する基本的な相談に応じる。

**緊急事態宣言時**

国及び県と連携し、接種会場を確保し住民接種を実施するが、緊急事態宣言が行われた場合、住民接種は、特措法第46条に基づき、予防接種法第6条第1項に定める臨時接種を実施する。

**以下の県の措置に対し、町は協力する。**

参考：埼玉県新型インフルエンザ行動計画（P 57～58）

（４）－４ 緊急事態宣言がされている場合の措置

本県を区域として緊急事態宣言がされているときは、基本的対処方針に基づき、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。

① 知事は、新型インフルエンザ等緊急事態においては、基本的対処方針に基づき、必要に応じ、以下の措置を講じる。

- ・ 特措法第45条第1項に基づき、県民に対し、潜伏期間や治癒までの期間を踏まえて期間を定めて、生活の維持に必要な場合を除きみだりに外出しないことや基本的な感染対策の徹底を要請する。対象となる区域については、人の移動の実態（鉄道網、通勤・通学圏、商業圏域等）等の地域的な一体性を踏まえて、まん延防止に効果があると考えられる区域（市町村単位、県内のブロック単位）とすることが考えられる。

ただし、医療機関への通院、食料の買い出し、職場への出勤など、生活の維持のために必要な外出は、自粛の要請の対象から除く。

- ・ 特措法第45条第2項に基づき、学校、保育所等（特措法施行令第11条に定める施設に限る。）に対し、期間を定めて、施設の使用制限（臨時休業や入学試験の延期等）の要請を行う。要請に応じず、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、県民の生命・健康の保護、県民生活・県民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第45条第3項に基づき、指示を行う。

特措法第45条に基づき、要請・指示を行った際には、その施設名を公表する。

- ・ 特措法第24条第9項に基づき、学校、保育所等以外の施設について、職場も含め感染対策の徹底の要請を行う。特措法第24条第9項の要請に応じず、公衆衛生上の問題が生じていると判断された施設（特措法施行令第11条に定める施設に限る。）に対し、特措法第45条第2項に基づき、施設の使用制限又は基本的な感染対策の徹底の要請を行う。特措法第45条第2項の要請に応じず、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、県民の生命・健康の保護、県民生活・県民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第45条第3項に基づき、指示を行う。

特措法第45条に基づき、要請・指示を行った際には、その施設名を公表する。

② 県は、公共交通機関については、特措法第45条の施設制限対象とはしていないが、適切な運送を図る観点から、当該感染症の症状のある者が乗車しないことや、マスク着用等咳エチケットの徹底、時差出勤や自転車等の活用、不要不急の利用の抑制の呼び掛けを行う。

## 町民の生活及び地域経済の安定の確保体制

## (1) 在宅で療養する患者への支援

- ・町は県と連携し、関係団体と協力しながら、患者や医療機関から要請があった場合には、在宅で療養する新型インフルエンザ等患者への支援(見回り、食事の提供、医療機関への移送)や自宅で死亡した患者への対応を行う。

## (2) 遺体の火葬・安置の対策

- ・町は、広域利根斎場組合の可能な限り、火葬炉を稼働させるよう依頼する。
- ・町は、火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等を確保し、臨時遺体安置所を設ける。また、遺体の保存作業のために必要となる人員を配置する。
- ・臨時遺体安置所が収容能力を超える事態となった場合には、安置所の拡充について早急に措置を講じる。
- ・広域利根斎場組合の他近隣市町と協議し、連携をはかる。
- ・町は県と連携し、遺体の埋葬及び火葬について、墓地、火葬場等に関連する情報を広域的かつ速やかに収集し、火葬を行うことが困難と判断されるときは、他の市町村及び近隣都県に対し、広域的な火葬体制を確保するものとする。

## 緊急事態宣言時

## ① 水の安定供給

- ・町は、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講じる。

## ② 生活関連物資等の価格の安定

- ・町は、県と共に町民生活及び町民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図るため、価格が高騰しないようまた、買占め及び売り惜しみがないよう調査・監視する。必要に応じ、関係団体などに対し、供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。

## ③ 要援護者への生活支援

- ・町は、在宅の高齢者、障がい者等の要援護者への生活支援(見回り、訪問診療、食事の提供等)、搬送、死亡時の対応を行う。

**④ 埋葬・火葬の特例等**

- ・町は、広域利根斎場組合と連携し、引き続き可能な限り円滑な火葬が実施できるよう努める。
- ・また、火葬場の火葬能力に応じて、臨時遺体安置所として準備している場所を活用した遺体の保存を適切に行う。
- ・新型インフルエンザ等緊急事態において、埋葬又は火葬を行うことが困難になった場合、緊急に必要があると認めるときは、当該市町村以外の市町村長による火葬又は埋葬の許可等について国が特例手続きを定めた場合それに従う。
- ・県から来る墓地や火葬場等に関連する情報を速やかに収集し、周知する。

## 第6節 小康期における対策

未発生期	海外発生期	国内発生期	県内発生 早期	県内(町内) 感染拡大期	小康期
------	-------	-------	------------	-----------------	-----

小康期とは、

新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態  
大流行はいったん終息している状況

### ■目的■

町民生活・町民経済の回復を図り、流行の第二波に備える。

**【対策推進の基本方針】** 町は、県の方針に準じる。

- 1) 第二波の流行に備えるため、第一波に関する対策の評価を行うとともに、資器材、医薬品の調達等、第一波による医療体制及び社会・経済活動への影響から早急に回復を図る。
- 2) 第一波の終息及び第二波発生の可能性やそれに備える必要性について県民に情報提供する。
- 3) 情報収集の継続により、第二波の発生の早期探知に努める。
- 4) 第二波の流行による影響を軽減するため、住民接種を進める。

## 1

### 実施体制

#### (1) 実施体制の変更

- ・ 県が小康期に移行した場合、町も速やかに対策検討委員会を開催し、小康期に入ったこと及び縮小・中止する措置などの対策等を決定し、全庁一体となった対策を推進する。

#### (2) 地域別会議に参加、対策の総括と第二波への準備

- ・ 県保健所が開催する地域別会議に参加し、地域の実情に応じた対策等について協議する。
- ・ 第一波に対する対策の総括の結果や今後の対応方針を参考に第二波の流行に備え、町行動計画等の見直しを進める。

#### 緊急事態宣言時

緊急事態宣言が解除されたときは、速やかに町対策本部を廃止する。

## 2 情報の収集・提供及び共有

### (1) 情報の収集及び情報の提供

- ・町は、国や県等の感染症情報を活用し、最新の知見に基づく情報を収集するとともに新型インフルエンザ等の流行の第二波に関する情報を提供する。
- ・町民に対し、第一波の終息と第二波が発生する可能性やそれに備えることの重要性等について周知を図る。

### (2) 相談窓口等の体制の縮小

- ・県からの要請に基づいて相談体制等を縮小する。

## 3 予防・まん延防止

### 町民や関係者に対する要請等

- ① 県は、学校等における臨時休業、集会・外出の自粛等の公衆衛生対策を行っていた場合、それらの中止について検討し、周知する。町は、その検討結果を町民に周知する。
- ② 県は、事業者において縮小・中止していた業務がある場合、それらの再開について検討し、周知する。町は、その検討結果を町民に周知する。
- ③ 町は、個人の予防対策として、町民にマスクの着用や咳エチケット（咳やくしゃみの際にティッシュなどで口と鼻を押さえる等）、手洗い、うがいなどの個人における基本的な感染対策を行うよう継続する。

## 4 予防接種

### 《 住民接種 》

#### (1) 国の方針に基づく住民接種

- ・流行の第二波に備え、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進める。

#### (2) 予防接種に関する住民の理解促進

- ・ワクチンの種類、有効性や安全性、接種対象者や優先順位、接種体制といった具体的な情報を提供し、住民等の理解促進を図る。
- ・個人の意思に基づく接種であるが、接種を勧奨し、必要な情報を積極的に提供する。
- ・町民からの、予防接種に関する基本的な相談に応じる。

**緊急事態宣言時****(4) - 4 緊急事態宣言がされている場合の措置**

埼玉県を区域として緊急事態宣言がされているときは、基本的対処方針に基づき、上記の対策に加え、必要に応じ、市町村は、国及び県と連携し、流行の第二波に備え、特措法第 46 条に基づき、予防接種法第 6 条第 1 項に規定する臨時の予防接種を進める。

**5****町民の生活及び地域経済の安定の確保****(1) 在宅で療養する患者への支援**

- ・ 新型インフルエンザ等により患し在宅で療養する場合に支援が必要な患者について、患者や医療機関等から要請があった場合には、引き続き国及び県と連携し、必要な支援を行う。

**(2) 第一波への対応見直しと第二波への備え**

- ・ 県が必要に応じて行う、県民に対して食料品・生活関連物資等の購入に当たって買占めなどしないよう適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対しても、食料品・生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占めや売惜しみなどを行わないよう呼びかけることについて、町民に周知する。
- ・ 第一波の対応状況を踏まえ、必要に応じて業務継続計画等の見直しを行い、第二波に備える。

**緊急事態宣言時**

町は、県、指定地方公共機関等とともに、国と連携し、県内の状況等を踏まえ、対策の合理性が認められなくなった場合には、新型インフルエンザ等緊急事態措置を縮小・中止する。



## 参考 国内で鳥インフルエンザが人で発症した場合等の対策

※ これまでも鳥インフルエンザウイルスが鳥から人に感染している例は多く見られている。人から人への持続的な感染でない限り、感染の全国的かつ急速な拡大はないが、特措法の対象である新型インフルエンザ等と関連する事案として、対策の選択肢を準備しておく。

### (1) 実施体制

#### (1) - 1 体制強化

県は、国内で鳥インフルエンザウイルスが人に感染し発症が認められた場合には、速やかに情報の集約・共有・分析を行い、必要に応じて庁内会議を開催し、対応方針について協議し、決定する。この場合、「埼玉県高病原性鳥インフルエンザ感染症対応指針」「埼玉県インフルエンザ（H5N1）対応マニュアル」「埼玉県インフルエンザ（H5N1）診断・治療及び医療施設等におけるガイドライン」を基本として対応する。

### (2) サーベイランス・情報収集

#### (2) - 1 情報収集

県は、鳥インフルエンザに関する国内外の情報を収集する。

#### (2) - 2 国等からの情報収集

県は、家きん等における高病原性鳥インフルエンザの発生や鳥インフルエンザウイルスの人への感染、それらへの対応等の状況及び海外における状況について、国等から情報を収集する。情報収集源としては、以下のとおりとする。

- ・ 国際機関（WHO、国際獣疫事務局（OIE）、国連食糧農業機関（FAO）等）
- ・ 国立大学法人北海道大学：OIEリファレンスラボラトリー
- ・ 独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究所
- ・ 地方公共団体

#### (2) - 3 鳥インフルエンザの人への感染に対するサーベイランス

県は、鳥インフルエンザの人への感染について、医師からの届出により全数を把握する。

### (3) 情報提供・共有

#### (3) - 1 県内で鳥インフルエンザウイルスが人に感染し発症が認められた場合、

発生した市町村と連携し、発生状況及び対策について、県民に積極的な情報提供を行う。

- (3) - 2 国から、海外において新たな亜型の鳥インフルエンザウイルスが人へ感染するなどWHOが情報発信を行う鳥インフルエンザウイルスの人への感染を認めたとの情報提供があった場合には、県は、海外における発生状況、関係省庁における対応状況等について、県民に積極的な情報提供を行う。

(4) 予防・まん延防止

(4) - 1 水際対策

- ① 国が、海外において新たな亜型の鳥インフルエンザウイルスが人へ感染するなどWHOが情報発信を行う鳥インフルエンザの人への感染が認められた場合行う、発生国における発生状況の情報提供、検疫所における発生国への渡航者や発生国からの帰国者への注意喚起を受け、県も情報提供、注意喚起を行う。
- ② 県は、検疫所から検疫法の対象となる鳥インフルエンザの有症状者に関する通知等を受け、適切に対応する。

(4) - 2 疫学調査、感染防止策

- ① 県は、国が必要に応じて派遣する、疫学、臨床等の専門家チームと連携して、積極的疫学調査を実施する。
- ② 県は、国からの要請により、疫学調査や接触者への対応（抗インフルエンザウイルス薬の予防投与の検討、自宅待機の依頼、有症時の対応指導等）、死亡例が出た場合の対応（感染防止の徹底等）等を実施する。
- ③ 県は、国と連携し、鳥インフルエンザウイルスの感染が疑われる者（有症状者）に対し、自宅待機を依頼する。

(4) - 3 家きん等への防疫対策

県は、県内の家きんに高病原性及び低病原性鳥インフルエンザが発生した場合には、以下の対策を実施する。

- ① 国の支援を受け、具体的な防疫措置（患畜等の殺処分、周辺農場の飼養家きん等の移動制限等）を実施する。
- ② 殺処分羽数が大規模となる等、緊急に対応する必要がある、県による対応が困難である等の場合には、自衛隊の部隊等による支援を要請する。
- ③ 県警察は、防疫措置に伴い、防疫実施地域における必要に応じた警戒活動等を行う。

(5) 医療

(5)－1 県内において鳥インフルエンザウイルスが人に感染し発症が認められた場合

- ① 県及び保健所設置市は、医療機関に対し、感染が疑われる患者が迅速かつ確実な診断を行われ、確定診断がされた場合に、適切な感染対策を講じた上で、抗インフルエンザウイルス薬の投与等による治療が行われるよう要請する。
- ② 県及び保健所設置市（地方衛生研究所を有しない市は除く。）は、必要に応じ、患者の検体を国立感染症研究所へ送付し、亜型検査、遺伝子解析等を実施する。また、国から提供される検査方法に関する情報に基づき、衛生研究所においても検査を実施する。
- ③ 県及び保健所設置市は、感染症法に基づき、鳥インフルエンザの患者（疑似症患者を含む。）について、入院その他の必要な措置を講ずる。

(5)－2 海外において新たな亜型の鳥インフルエンザウイルスが人へ感染するなどWHOが情報発信を行う鳥インフルエンザウイルスの人への感染が認められた場合

- ① 県は、海外からの帰国者等で、鳥インフルエンザ感染が疑われる者（有症状者）の情報について、県に情報提供するよう医療機関等に周知する。
- ② 県は、発生している鳥インフルエンザに対する必要な感染対策等について、医療機関等に周知する。

## 別表 1 特定接種の対象となり得る業種・職務について

特定接種の対象となり得る者の範囲や総数、接種順位等は、新型インフルエンザ等発生時に政府対策本部において、発生状況等に応じて柔軟に決定されるが、発生時に速やかに接種体制を整備するために、政府の基本的な考え方を参考に、県内で特定接種の対象となり得る業種・職種について、以下のとおり整理した（事業所が県内に所在するものに限る）。

### (1) 特定接種の登録事業者

#### A 医療分野

(A-1：新型インフルエンザ等医療型、A-2 重大・緊急医療型)

業種	類型	業種小分類	社会的役割	担当省庁
新型インフルエンザ等医療型	A-1	新型インフルエンザ等の患者又は新型インフルエンザ等により患していると疑うに足りる正当な理由のある者に対して、新型インフルエンザ等に関する医療の提供を行う病院、診療所、薬局及び訪問看護ステーション	新型インフルエンザ等医療の提供	(厚生労働省)
重大・緊急医療型	A-2	救命救急センター、災害拠点病院、公立病院、地域医療支援病院、独立行政法人国立病院機構の病院、社会保険病院、日本赤十字病院、社会福祉法人恩賜財団済生会の病院、厚生農業協同組合連合会の病院、大学附属病院、二次救急医療機関、救急告示医療機関、分娩を行う医療機関、透析を行う医療機関	生命・健康に重大・緊急の影響がある医療の提供	(厚生労働省)

(注1) 重大緊急医療型小分類には、公立の医療機関も含め掲載

## B 国民生活・国民経済安定分野

(B-1: 介護・福祉型、B-2: 指定公共機関型、B-3: 指定公共機関同類型、B-4: 社会インフラ型、B-5: その他)

業種	類型	業種小分類	社会的役割	担当省庁
社会保険・社会福祉・介護事業	B-1	介護保険施設 (A-1 に分類されるものを除く。)、指定居宅サービス事業、指定地域密着型サービス事業、老人福祉施設、有料老人ホーム、障害福祉サービス事業、障害者支援施設、障害児入所支援施設、救護施設、児童福祉施設	サービスの停止等が利用者の生命維持に重大・緊急の影響がある介護・福祉サービスの提供	(厚生労働省)
医薬品・化粧品等卸売業	B-2 B-3	医薬品卸売販売業	新型インフルエンザ等発生時における必要な医療用医薬品の販売	(厚生労働省)
医薬品製造業	B-2 B-3	医薬品製造販売業 医薬品製造業	新型インフルエンザ等発生時における必要な医療用医薬品の生産	(厚生労働省)
医療機器修理業 医療機器販売業 医療機器賃貸業	B-2 B-3	医療機器修理業 医療機器販売業 医療機器賃貸業	新型インフルエンザ等発生時における必要な医療機器の販売	(厚生労働省)
医療機器製造業	B-2 B-3	医療機器製造販売業 医療機器製造業	新型インフルエンザ等発生時における必要な医療機器の生産	(厚生労働省)
ガス業	B-2 B-3	ガス業	新型インフルエンザ等発生時における必要なガスの安定的・適切な供給	(経済産業省)
航空運輸業	B-2 B-3	航空運送業	新型インフルエンザ等発生時における必要な旅客運送及び緊急物資の運送	(国土交通省)
通信業	B-2 B-3	固定電気通信業 移動電気通信業	新型インフルエンザ等発生時における必要な通信の確保	(総務省)

業種	類型	業種小分類	社会的役割	担当省庁
鉄道業	B-2 B-3	鉄道業	新型インフルエンザ等発生時における必要な旅客運送及び緊急物資の運送	(国土交通省)
電気業	B-2 B-3	電気業	新型インフルエンザ等発生時における必要な電気の安定的・適切な供給	(経済産業省)
道路貨物運送業	B-2 B-3	一般貨物自動車運送業	新型インフルエンザ等発生時における必要な緊急物資の運送	(国土交通省)
道路旅客運送業	B-2 B-3	一般乗合旅客自動車運送業 患者等搬送事業	新型インフルエンザ等発生時における必要な旅客の運送	(国土交通省)
放送業	B-2 B-3	公共放送業 民間放送業	新型インフルエンザ等発生時における国民への情報提供	(総務省)
郵便業	B-2 B-3	郵便	新型インフルエンザ等発生時における郵便の確保	(総務省)
映像・音声・文字情報制作業	B-3	新聞業	新型インフルエンザ等発生時における国民への情報提供	—
銀行業	B-3	銀行 中小企業等金融業 農林水産金融業 政府関係金融機関	新型インフルエンザ等発生時における必要な資金決済及び資金の円滑な供給	(金融庁) (内閣府) (経済産業省) (農林水産省) (財務省) (厚生労働省)
河川管理・用水供給業	—	河川管理・用水供給業	新型インフルエンザ等発生時における必要な水道、工事用水の安定的・適切な供給に必要な水源及び送水施設の管理	(国土交通省)

業種	類型	業種小分類	社会的役割	担当省庁
工業用水道業	－	工業用水道業	新型インフルエンザ等発生時における必要な工業用水の安定的・適切な供給	(経済産業省)
下水道業	－	下水道処理施設維持管理業 下水道管路施設維持管理業	新型インフルエンザ等発生時における下水道の適切な運営	(国土交通省)
上水道業	－	上水道業	新型インフルエンザ等発生時における必要な水道水の安定的・適切な供給	(厚生労働省)
金融証券決済事業者	B-4	金融決済システム 金融商品取引所等 金融商品取引精算機関 振替機関	新型インフルエンザ等発生時における金融システムの維持	(金融庁)
石油・鉱物卸売業	B-4	石油卸売業	新型インフルエンザ等発生時における石油製品（LP ガスを含む）の供給	(経済産業省)
熱供給業	B-4	熱供給業	新型インフルエンザ等発生時における熱供給	(経済産業省)
飲食料品小売業	B-5	各種食料品小売業 食料品スーパー コンビニエンスストア	新型インフルエンザ等発生時における最低限の食料品（缶詰、農産保存食料品、精穀・製粉、パン・菓子、レトルト食品、冷凍食品、めん類、育児用調製粉乳をいう。以下同じ。）の販売	(農林水産省) (経済産業省)

業種	類型	業種小分類	社会的役割	担当省庁
各種商品小売業	B-5	百貨店・総合スーパー	新型インフルエンザ等発生時における最低限の食料品、生活必需品（石けん、洗剤、トイレットペーパー、ティッシュペーパー、シャンプー、ごみビニール袋、衛生用品をいう、以下同じ。）の販売	(経済産業省)
食料品製造業	B-5	缶詰・農産保存食料品製造業 精穀・製粉業 パン・菓子製造業 レトルト食品製造業 冷凍食品製造業 めん類製造業 処理牛乳・乳飲料製造業 (育児用調整粉乳に限る。)	新型インフルエンザ等発生時における最低限の食料品の供給	(農林水産省)
飲食料品卸売業	B-5	食料・飲料卸売業 卸売市場関係者	新型インフルエンザ等発生時における最低限の食料品及び食料品を製造するための原材料の供給	(農林水産省)
石油事業者	B-5	燃料小売業（LP ガス、ガソリンスタンド）	新型インフルエンザ等発生時における LP ガス、石油製品の供給	(経済産業省)
その他の生活関連サービス業	B-5	火葬・墓地管理業	火葬の実施	(厚生労働省)
その他の生活関連サービス業	B-5	冠婚葬祭業	遺体の死後処置	(経済産業省)
その他の小売業	B-5	ドラッグストア	新型インフルエンザ等発生時における最低限の生活必需品の販売	(経済産業省)
廃棄物処理業	B-5	産業廃棄物処理業	医療廃棄物の処理	(環境省)

(注2) 業種名は、原則として日本標準産業分類上の整理とする。

(注3) 上記の標準産業分類には該当しないが、特定接種対象業種と同様の社会的役割を担う事業所については同様の社会的役割を担っている日本標準産業分類に該当する事業所として整理する。

## (2) 特定接種の対象となり得る国家公務員及び地方公務員

特定接種の対象となり得る新型インフルエンザ等対策の職務は以下のいずれかに該当する者である。

区分1：新型インフルエンザ等の発生により対応が必要となる職務

(=新型インフルエンザ等の発生により生ずる又は増加する職務)

区分2：新型インフルエンザ等の発生に関わりなく、行政による継続的な実施が強く求められる国民の緊急の生命保護と秩序の維持を目的とする業務や国家の危機管理に関する職務

区分3：民間の登録事業者と同様の職務

### 区分1：新型インフルエンザ等の発生により対応が必要となる職務

特定接種の対象となり得る職務	区分	担当機関
県対策本部の意思決定、総合調整等に関する事務	区分1	県
県対策本部の事務	区分1	県
市町村対策本部の意思決定、総合調整等に関する事務	区分1	各市町村
市町村対策本部の事務	区分1	各市町村
新型インフルエンザウイルス性状解析、抗原解析、遺伝子解析、発生流行状況の把握	区分1	県
住民への予防接種、専用外来の運営、疫学的調査、検体の採取	区分1	県
新型インフルエンザ等対策に必要な県、市町村の予算の議決、議会への報告	区分1	県 市町村
地方議会の運営	区分1	県 市町村

**区分2：新型インフルエンザ等の発生に関わりなく、行政による継続的な実施が強く求められる国民の緊急の生命保護と秩序の維持を目的とする業務や国家の危機管理に関する職務**

特定接種の対象となり得る職務	区分	担当機関
令状発付に関する事務	区分2	—
勾留請求、勾留状の執行指揮等に関する事務	区分2	(法務省)
刑事施設等(刑務所、拘置所、少年刑務所、少年院、少年鑑別所)の保安警備	区分2	(法務省)
医療施設等の周辺における警戒活動等 犯罪の予防・検挙等の第一線の警察活動	区分1 区分2	県警察本部
救急 消火、救助等	区分1 区分2	県 各市町村
防衛医科大学校病院及び各自衛隊病院等における診断・治療 家きんに対する防疫対策、在外邦人の輸送、医官等による検疫支援、 緊急物資等の輸送 その他、第一線(部隊等)において国家の危機に即応して対処する 事務 自衛隊の指揮監督	区分1 区分2	(防衛省)

**区分3：民間の登録事業者と同様の業務**

- (1) の新型インフルエンザ等医療型、重大・緊急医療型、社会保険・社会福祉・介護事業、ガス業、航空運輸業、鉄道業、電気業、道路旅客運送業若しくは空港管理者(管制業務を含む。)、火葬・墓地管理業、産業廃棄物処理業、上水道業、河川管理・用水供給業、工業用水道業、下水道処理施設維持管理業及び下水道管路施設維持管理業と同様の社会的役割を担う職務 (県、市町村)

## 用語解説

### ○ 死亡率 (Mortality Rate)

流行期間中に、その疾病に罹患して死亡した者の人口当たりの割合。ここでは、人口10万人当たりの、流行期間中に新型インフルエンザ等に罹患して死亡した者の数。

### ○ 新型インフルエンザ

感染症法第6条第7項において、新たに人から人に伝染する能力を有することとなったウイルスを病原体とするインフルエンザであって、一般に国民が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。

毎年流行を繰り返す季節性のインフルエンザとはウイルスの抗原性が大きく異なり、ほとんどの人がそのウイルスに対する免疫を獲得していないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、急速かつ大規模なまん延を引き起こし、世界的大流行（パンデミック）となるおそれがある。

### ○ 新型インフルエンザ等緊急事態宣言

特措法第32条第1項に基づき、政府対策本部長が国民の生命・健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等が国内で発生し、全国的かつ急速なまん延により、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあると認められるときに行う。新型インフルエンザ等緊急事態宣言により、新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施すべき区域に公示された場合は、政府対策本部の基本的対処方針に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する。

### ○ 新感染症

感染症法第6条第9項において、人から人に伝染すると認められる疾病であって、既に知られている感染性の疾病とその病状又は治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。

### ○ 積極的疫学調査

患者、その家族及びその患者や家族を診察した医療関係者等に対し、質問又は必要な調査を実施し、情報を収集し分析を行うことにより、感染症の発生の状況及び動向、その原因を明らかにすること。感染症法第15条に基づく調査をいう。

### ○ 相談窓口

県や市町村が、県民（市町村民）からの一般的な問合せに対応する窓口。海外発生期か

ら設置し、県民（市町村民）に対して適切な情報提供を行い、疾患に関する相談や生活相談等（特に市町村）広範な内容にも対応する。

#### ○ 致命率(Case Fatality Rate)

流行期間中に、その疾病（ここでは新型インフルエンザ等）に罹患した者のうち、死亡した者の割合。

#### ○ 鳥インフルエンザ

一般に、鳥インフルエンザはA型インフルエンザウイルスを病原体とする鳥の感染症で、このうち、家きんに対し高い死亡率を示すものを「高病原性鳥インフルエンザ」という。稀に、鳥インフルエンザのウイルスが人に感染し、人の感染症を引き起こすことがある。元来、鳥の感染症である鳥インフルエンザのウイルスが種差を超えて、鳥から人へ感染するのは、感染した鳥又はその死骸やそれらの内臓、排泄物等に濃厚に接触した場合に限られるとされている。また、人から人への感染は極めて稀であり、患者と長期間にわたって感染防止策をとらずに濃厚に接触した家族内での感染が報告されている。鳥インフルエンザの病原体に人が感染した場合、それがH5N1亜型であれば二類感染症、H7N9亜型であれば指定感染症、それ以外であれば四類感染症として扱われる。

#### ○ パンデミック

感染症の世界的大流行。特に新型インフルエンザのパンデミックは、ほとんどの人が新型インフルエンザのウイルスに対する免疫を持っていないため、ウイルスが人から人へ感染しやすく、世界中で大きな流行を起こすことを指す。

#### ○ パンデミックワクチン

新型インフルエンザが発生した段階で、出現した新型インフルエンザウイルス又はこれと同じ抗原性をもつウイルスを基に製造されるワクチン。

#### ○ 病原性

新型インフルエンザ対策においては、ヒトがウイルスに感染した場合の症状の重篤度として用いることが多い。なお学術的には、病原体が宿主（ヒトなど）に感染して病気を起こさせる能力であり、病原体の侵襲性、増殖性、宿主防衛機構の抑制能などを総合した表現。

#### ○ プレパンデミックワクチン

新型インフルエンザが発生する前の段階で、新型インフルエンザウイルスに変異する可能性が高い鳥インフルエンザウイルスを基に製造されるワクチン（現在、我が国ではH5N1亜型の鳥インフルエンザウイルスを用いて製造）。パンデミックワクチンが供給されるまでの間、医療従事者等に対して接種される。



**宮代町新型インフルエンザ等対策行動計画**

**平成27年 3月 策定**

**宮代町保険健康課**